

川越市一般廃棄物処理基本計画
『ごみ処理基本計画』編

令和4年3月

川 越 市

目次

第1章 一般廃棄物処理計画の概要	1
1-1 一般廃棄物処理計画とは	1
(1) 一般廃棄物処理計画の法的根拠	1
(2) 適用範囲	1
1-2 計画の点検、評価、見直し	2
(1) 計画の進行管理	2
1-3 他の計画との関係	3
第2章 ごみ処理基本計画	6
2-1 基本的事項	6
(1) 計画見直しの趣旨	6
(2) ごみ処理基本計画の位置付け	7
(3) 広域的な取り組み	7
(4) 計画目標年度	7
2-2 地域の概況	8
(1) 人口の概況	8
(2) 産業の概況	10
2-3 ごみ処理の現状	11
(1) ごみ処理フロー	11
(2) ごみ処理体制	12
(3) ごみ処理の実績	19
(4) 国・埼玉県との比較	31
(5) 中核市との比較	32
(6) ごみ処理の課題	35
(7) 市民意識	37
2-4 ごみ処理行政の動向	39
(1) 国・埼玉県の廃棄物行政の推移	39
(2) 国・埼玉県の数値目標との比較	40
2-5 ごみ処理の基本的な考え方	41
(1) ごみ処理の目標	41
(2) ごみ処理の基本方針	42
(3) ごみ処理の数値目標	43
(4) 市民、事業者、行政の役割	45
2-6 計画収集人口の予測	47
2-7 ごみの発生量及び処理量の見込み	48
(1) ごみ排出量の予測結果	48
(2) ごみ処理量の予測結果	50

2-8 「循環型社会の構築」を目指すための施策体系	52
2-9 施策区分ごとの取組	55
(1) 環境教育・啓発活動・地域活動の推進	55
(2) 発生・排出抑制の推進(2R の優先)	57
(3) 再資源化の推進	59
(4) 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築	61
2-10 ごみの種類及び分別の区分	64
2-11 ごみの適正処理	65
(1) 収集・運搬計画	65
(2) 中間処理計画	68
(3) 最終処分計画	69
2-12 ごみ処理施設の整備	70
(1) ごみ処理施設の整備に関する基本方針	70
2-13 その他のごみの処理に関し必要な事項	70

第 1 章 一般廃棄物処理計画の概要

1-1 一般廃棄物処理計画とは

(1) 一般廃棄物処理計画の法的根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の第 6 条第 1 項で示されている「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」の規定に基づき、川越市（以下、「本市」という。）一般廃棄物処理計画を策定します。

(2) 適用範囲

① 対象地域

本市の一般廃棄物処理計画の対象地域は廃棄物処理法の規定に基づき、川越市内の全域を対象とします。

なお、本市の一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つものとしします。

② 対象となる廃棄物

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針を明確にする計画（一般廃棄物処理基本計画）と、その計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

一般廃棄物処理計画の構成は図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、一般廃棄物処理計画のごみ処理基本計画に該当し、平成 28 年 9 月に環境省が公表した「ごみ処理基本計画策定指針」（改定版）に準じて策定します。

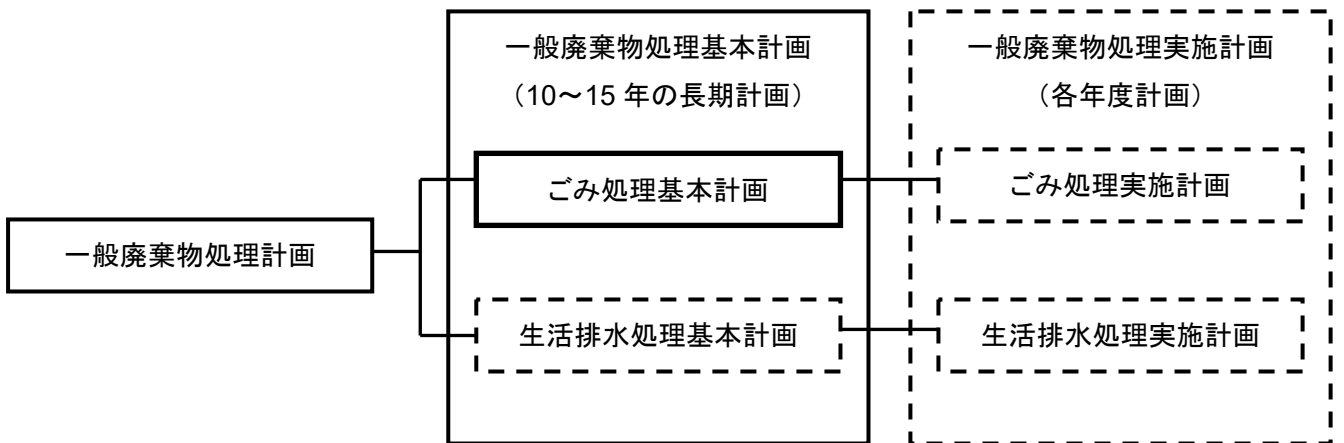


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

1-2 計画の点検、評価、見直し

(1) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、P l a n (計画の策定)、D o (実行)、C h e c k (評価)、A c t i o n (見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行います。

具体的には、策定された本計画を情報提供等により、廃棄物に関係を有する廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知します【計画の策定】。一般廃棄物の処理は、ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画に従って生活環境の保全上支障が生じないうちに行います【実行】。毎年度、施策等の進捗状況を点検・評価し、廃棄物減量等推進審議会へ報告して意見を求めていきます。また、点検・評価の報告書を市ホームページを通じて広く周知します【評価】。本計画は、評価を踏まえて概ね5年ごとに見直すこととします。ただし、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、その状況に応じて見直しを検討します【見直し】。なお、ごみ処理実施計画については、年度ごとに、評価を踏まえて見直しを行います。

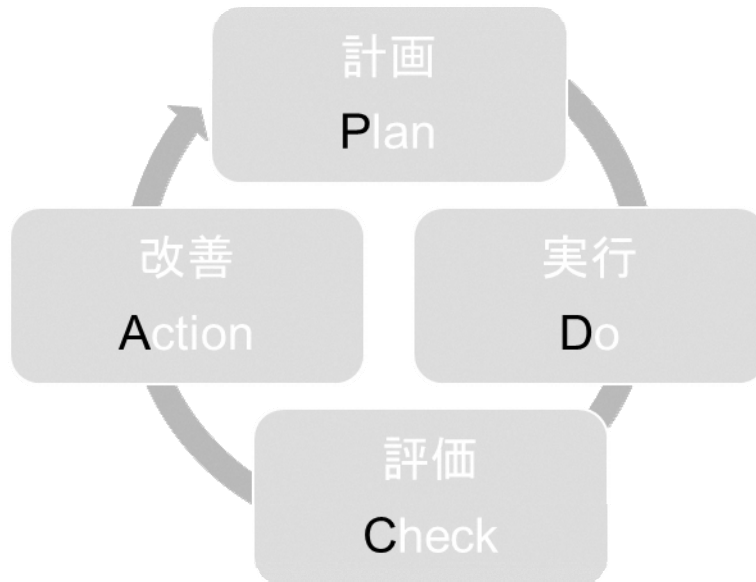


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

表 1-1 年度毎の評価項目

計画全体	個別施策
○1人1日当たりごみ排出量	○取り組みの項目
○リサイクル率(資源化率)	○取り組みの項目の進捗状況
○最終処分量	○次年度の目標と課題
○人口1人当たりごみ処理経費	
○事業系ごみ排出量(参考)	

1-3 他の計画との関係

本計画の位置付けと他の法令・計画等との関係を図 1-3 に示します。また、本計画に関する法令の概要については表 1-2 に示すとおりです。

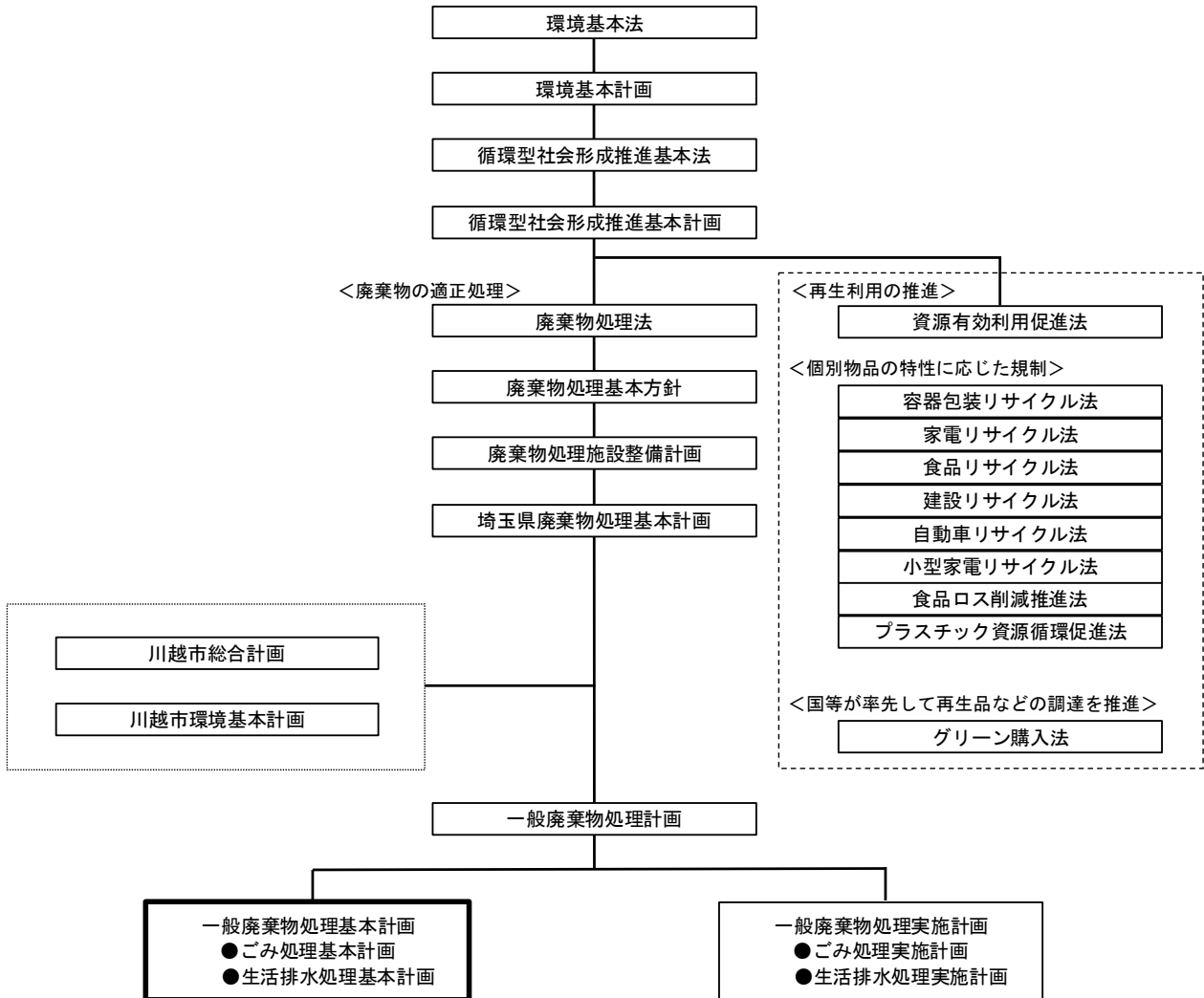


図 1-3 本計画の位置付けと他の法令・計画等との関係

表 1-2(1) 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度	概要
環境基本法	平成 5 年度 平成 30 年度改正	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和 45 年度 平成 29 年度改正	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成 3 年度 平成 26 年度改正	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成 7 年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約 60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者等に分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成 10 年度 平成 29 年度改正	家電製品の製造・販売事業者等に、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成 12 年度 令和元年度改正	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化などにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成 12 年度 平成 26 年度改正	建設工事の受注者等に、建築物等の分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成 14 年度 平成 29 年度改正	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクルなどを図る。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成 25 年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を確保し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成 12 年度 平成 27 年度改正	国等が率先して、再生品等の環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

表 1-2(2) 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度	概要
食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）	令和元年度	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）	令和3年6月 公布	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図る。

第2章 ごみ処理基本計画

2-1 基本的事項

(1) 計画見直しの趣旨

本市では、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、平成28年3月に「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」を策定し、ごみ処理行政に取り組んできました。

近年の国際的な潮流として、平成27年9月の国連サミットで、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が加盟国の全会一致で採択されました。国も持続可能な社会づくりの総合的な取組を目指し、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（令和元年10月）や、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布（令和3年6月）など持続可能な社会形成へ向けた動きが進んでいます。

埼玉県でも、令和3年3月に食品ロス削減推進計画としての位置付けも包括した「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されています。

これらの廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、本市においても、新たにごみ処理に係る基本方針を明確に示すとともに、今後の一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設やごみ処理体制の整備等の将来的な目標を定め、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

特にごみをめぐる社会・経済状況の動向として、家庭系ごみについては、今後、人口減少社会・少子高齢化の影響によりごみ量は緩やかに減少傾向を示しますが、一方で年齢階層の変化や高齢化の進展に伴いごみ質の変化（例えば、大人用のおむつ、在宅ケアによる医療系廃棄物、単身向け惣菜等の購入による容器包装廃棄物の増加等）が想定されるなど、ごみ量・ごみ質の変化に対応したごみ処理システムの再構築が求められます。

また、事業系ごみについては、経済状況等による影響を受けやすい傾向があるものの、近年、資源・循環型社会の構築に向けた取組みが求められており、状況に応じて適切な対策を講じていくことが重要であると考えます。

以上のような状況を踏まえ、今後も適正な廃棄物行政を推進していく必要があることから、本計画の必要な事項について見直しを行い、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量・資源リサイクル活動の推進等を目標とした「循環型社会の構築」を目指すものとします。

(2) ごみ処理基本計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものとします。

(3) 広域的な取り組み

埼玉県では、平成 20 年 3 月に「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定しています。同計画では、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保するために、焼却施設の 1 日当たりの処理能力が 300 トン以上（少なくとも 100 トン以上）となるようにごみ処理広域ブロック（計 21 ブロック）を設定しています。本市は、ブロック 11 として位置付けられており、単独市町村で計画的な施設整備を進めていく予定とされています。

(4) 計画目標年度

本計画は令和 4 年度を開始年度とし、令和 13 年度までの 10 年間の計画期間とします。

更に、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年度として令和 8 年度を設定します。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、概ね 5 年ごとに改訂するとともに、法制度や社会状況等に大きな変化が起きた場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

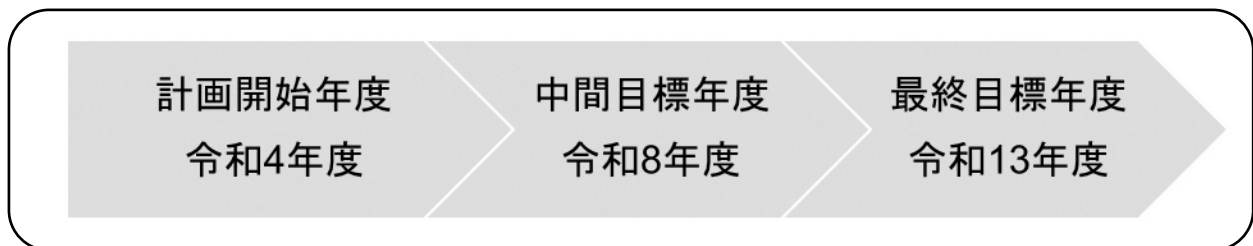


図 2-1 計画目標年度

2-2 地域の概況

(1) 人口の概況

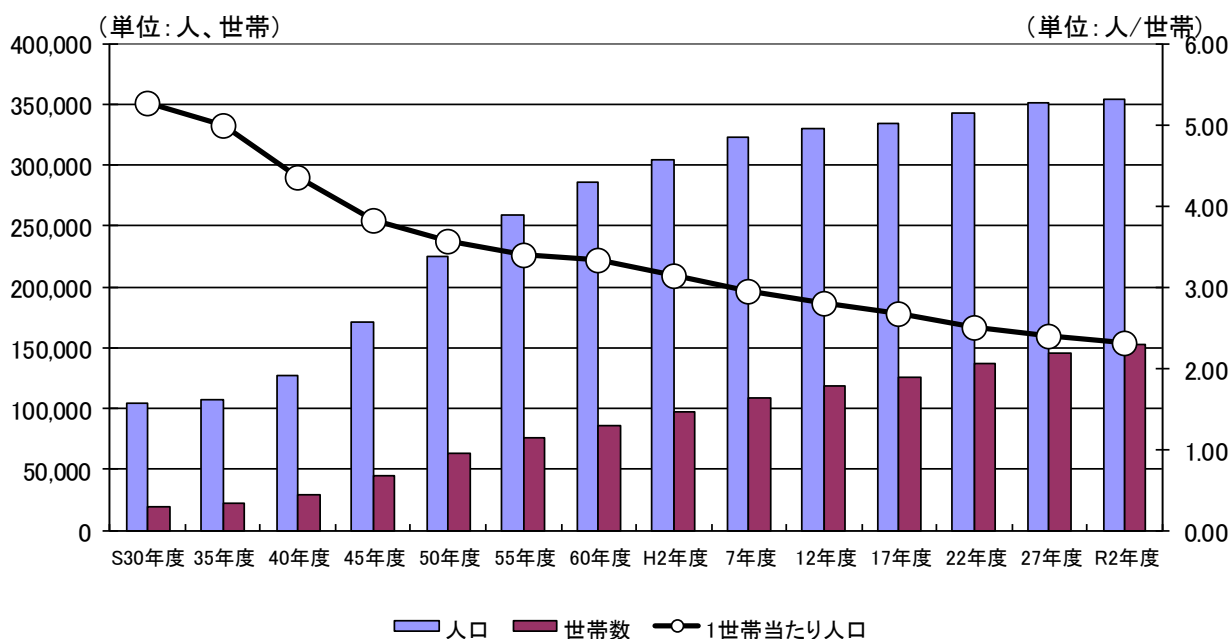
① 人口・世帯数の推移

本市は、大正11年に埼玉県内で初めて市制を施行し、昭和30年には隣接する9村を合併し現在の市域となりました。平成15年には県内で初の中核市に移行しました。

本市の人口は、表2-1と図2-2に示すとおり増加傾向にあります。1世帯当たりの人口は年々減少しつつあります。

表2-1 本市における人口及び世帯数の実績（各年10月1日現在）

区分 年度	人口			世帯数 (世帯)	1世帯当たり人口 (人/世帯)
	人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)		
昭和30年度	104,612	51,551	53,061	19,829	5.28
昭和35年度	107,523	52,965	54,558	21,552	4.99
昭和40年度	127,155	63,574	63,581	29,145	4.36
昭和45年度	171,038	86,810	84,228	44,610	3.83
昭和50年度	225,465	114,704	110,761	63,076	3.57
昭和55年度	259,314	132,572	126,742	76,080	3.41
昭和60年度	285,437	145,644	139,793	85,450	3.34
平成2年度	304,854	155,822	149,032	97,332	3.13
平成7年度	323,353	164,351	159,002	109,205	2.96
平成12年度	330,766	167,514	163,252	117,986	2.80
平成17年度	333,795	168,943	164,852	125,112	2.67
平成22年度	342,670	171,590	171,080	137,121	2.50
平成27年度	350,745	175,559	175,186	145,715	2.41
令和2年度	354,680	177,393	177,287	153,071	2.32



資料) 総務省「国勢調査(令和2年度)」

図2-2 人口、世帯数、1世帯当たり人口の推移

② 年齢別人口

年齢別人口については、図 2-3 に示すとおりです。

令和 3 年 4 月 1 日現在における本市の年齢別人口は、男性・女性ともに 45～49 歳が最も多くなっていますが、男女ともに 45～49 歳前後及び 70～74 歳前後に集中する傾向があります。

また、一般的に 65 歳以上の人口が 7%を超えた社会を「高齢化社会」と呼び、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼びますが、本市では 0～14 歳までの年少人口が市全体の約 12.3%、15～64 歳までの生産年齢人口は約 60.9%であり、65 歳以上の老年人口は約 26.8%となるため、既に高齢社会となっていると考えられます。

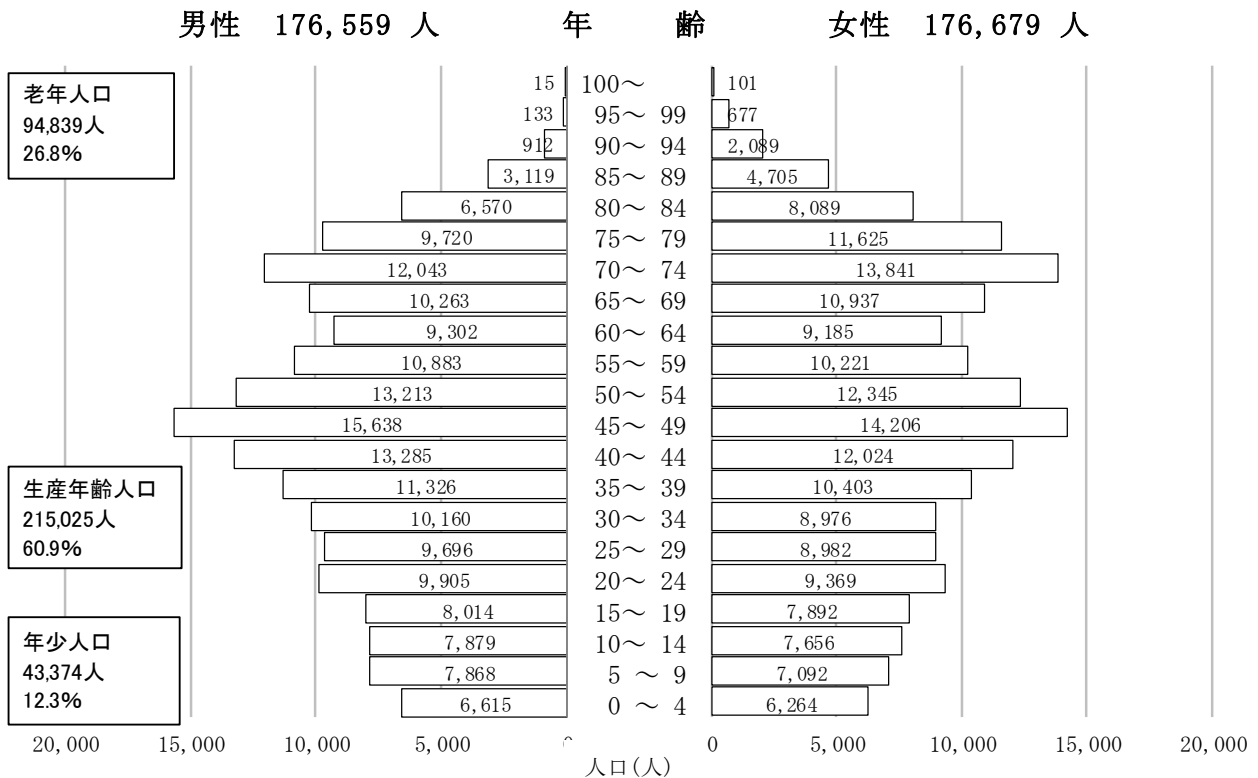
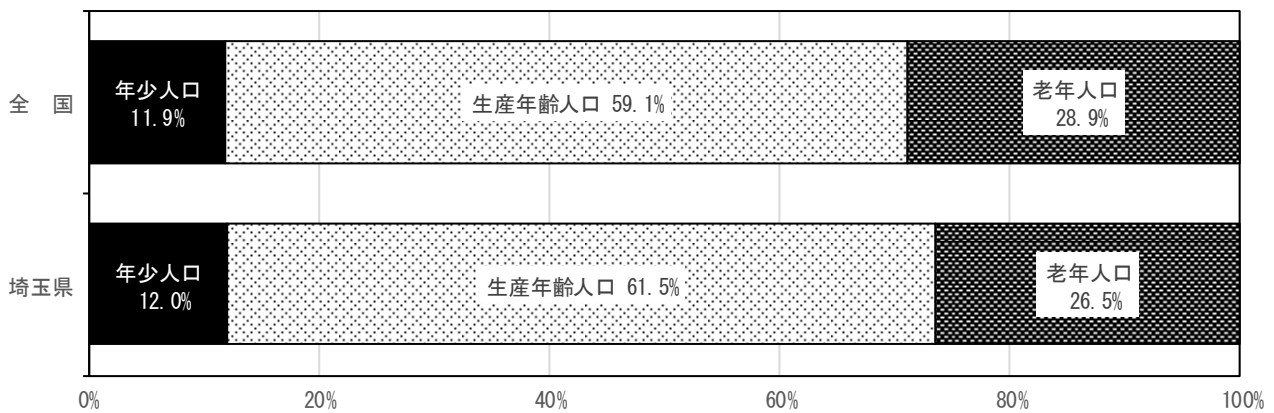


図 2-3 本市における年齢別人口の実態（令和 3 年 4 月 1 日現在）



注) 国は令和 3 年 4 月 1 日現在。埼玉県は令和 3 年 1 月 1 日現在。

参考： 全国及び埼玉県の年齢 3 区分別人口比率

(2) 産業の概況

本市の産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が 66.6%で最も多く、次いで第二次産業 22.6%、第一次産業が 1.7%となっています。最も就業者数が多いのは、製造業で全体の 15.8%を占めていますが、次いで卸売・小売業 15.1%、医療・福祉が 10.6%となっています。

表 2-2 産業大分類別 15 歳以上就業者数

平成 27 年 10 月 1 日現在

産業分類	就業者数 (人)	構成比	産業分類(大分類)	就業者数 (人)	構成比
第一次産業	2,728	1.7%	A 農業, 林業	2,725	1.7%
			B 漁業	3	0.0%
第二次産業	37,119	22.6%	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	10	0.0%
			D 建設業	11,058	6.7%
			E 製造業	26,051	15.8%
第三次産業	109,539	66.6%	F 電気・ガス・熱供給・水道業	730	0.4%
			G 情報通信業	5,234	3.2%
			H 運輸業, 郵便業	9,692	5.9%
			I 卸売業, 小売業	24,847	15.1%
			J 金融業, 保険業	3,901	2.4%
			K 不動産業, 物品賃貸業	3,786	2.3%
			L 学術研究, 専門・技術サービス業	5,553	3.4%
			M 宿泊業, 飲食サービス業	8,533	5.2%
			N 生活関連サービス業, 娯楽業	5,771	3.5%
			O 教育, 学習支援業	7,704	4.7%
			P 医療, 福祉	17,509	10.6%
分類不能	15,110	9.2%	Q 複合サービス事業	1,124	0.7%
総計	164,496	100.0%	R サービス業(他に分類されないもの)	10,276	6.2%
			S 公務(他に分類されるものを除く)	4,879	3.0%
			T 分類不能の産業	15,110	9.2%
			総計	164,496	100.0%

第一次
1.7%

分類不能
9.2%

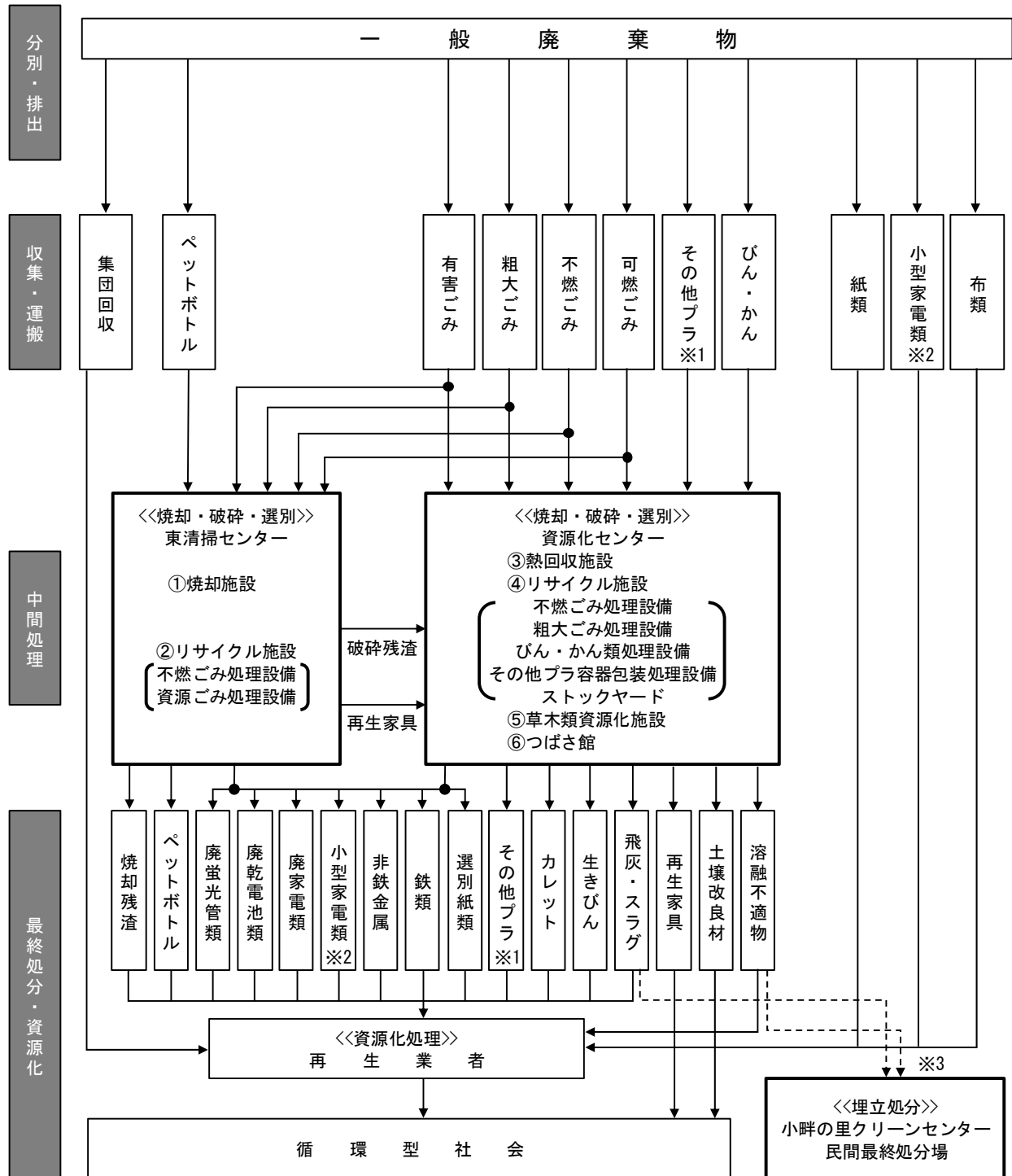


資料) 総務省「国勢調査(平成 27 年度)」

2-3 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れは図 2-4 に示すとおりです。



※1 その他プラ⇒その他プラスチック製容器包装を指す。

※2 小型家電類⇒「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に準じた使用済小型電子機器等を指す。

※3 点線は最終処分を指す。

図 2-4 ごみ処理フロー（令和 3 年度）

(2) ごみ処理体制

① 分別収集区分

(ア) 収集区分の推移

本市ではごみを 10 区分で分別収集しており、資源化センターでは「びん・かん」「その他プラスチック製容器包装」及び「可燃ごみ」「不燃ごみ（使用済小型電子機器等を含む。）」「粗大ごみ」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」の一部を処理し、東清掃センターでは「ペットボトル」及び「可燃ごみ」「不燃ごみ（小型電子機器等を含む。）」「粗大ごみ」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」の一部の処理を行っています。

また、「紙類」、「布類」及び「使用済小型電子機器等」については、それぞれ資源化処理業者で資源化処理を行っています。

区分	年度	昭和48年度	昭和58年度	昭和59年度	平成2年度	平成7年度	平成8年度	平成12年度	平成13年度	平成16年度	平成24年度	現在
紙類							■	■	■	■	■	■
布類							■	■	■	■	■	■
その他プラスチック製容器包装							■	■	■	■	■	■
可燃ごみ		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ペットボトル		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
びん・かん		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
不燃ごみ		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
使用済小型電子機器等												
有害ごみ		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
粗大ごみ		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

注) 図中の各分別区分の欄の線の始まりは、収集開始年度であることを意味しています。

図中の破線は一部実施を、実線は全市実施を意味しています。

図中の縦線は、変更前後の分別区分の関係を示しています。

(例 昭和 48 年度: 可燃ごみの分別区分から可燃ごみと不燃ごみに分別区分を変更していることを意味しています。)

図 2-5 収集区分の推移

(イ) 収集・処理できるごみ

家庭から排出されるごみは、大きく分けて「可燃ごみ」「不燃ごみ（小型電子機器等を含む。）」「粗大ごみ」「その他プラスチック製容器包装」「びん・かん」「ペットボトル」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」「紙類」「布類」に区分しています。

ごみの分別区分については表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 ごみの分別区分及び収集頻度の概要（令和 3 年 4 月現在）

ごみの区分	収集頻度	主な収集品目	排出方法	収集方式	収集主体
可燃ごみ	2 回/週	台所ごみ、皮革製品、小枝、板、落ち葉、布団等	白色半透明袋または無色透明袋で排出する 草木類は長さ 50cm 未満に切り、ひもでしばる	ステーション方式	直営 委託
その他プラスチック製容器包装	1 回/週	プラマークの付いたボトル類、カップ・パック類、網・ネット類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類、トレイ類、フタ類、チューブ類など	中身を捨てて、軽くゆすぎ、フタがあるものはフタをはずし、白色半透明袋または無色透明袋で排出する		
びん・かん	1 回/2 週	飲食品・化粧品のみ及び飲料用・缶詰のかん、スプレー缶	白色半透明袋または無色透明袋で排出する びんとかんは同じ袋に、スプレー缶は別の袋に入れて排出する		委託
ペットボトル	1 回/2 週	PET マークの付いた清涼飲料水・酒類・しょうゆ・めんつゆなどのペットボトル	フタを外して中身を洗い、白色半透明袋または無色透明袋で排出する		
不燃ごみ	1 回/4 週	金属類、ガラス製品、陶磁器、概ね 50cm 未満の家電製品、自転車（電動自転車を除く）など	白色半透明袋または無色透明袋で排出する 割れもの、ガラス、電球などは紙等に包み、品目名を記入して袋に入れる		
有害ごみ (水銀含有ごみ)	1 回/4 週	乾電池、水銀体温計、蛍光管、水銀血圧計など	乾電池、水銀体温計、水銀血圧計などは、白色半透明袋または無色透明袋で袋に有害ごみと表示して排出する 蛍光管は購入時のケースに入れて排出する		
粗大ごみ	随時	家具類、じゅうたん、最大辺が 50cm 以上の家電製品など	電話申し込みにより戸別収集する（予約制）		
紙類	1 回/月	新聞紙、雑がみ、段ボール、紙パック	それぞれの品目毎に分けて、ひもでしばる	ステーション方式	直営 委託
布類	1 回/4 週	衣類、下着類、毛布・タオル・シーツなど	白色半透明袋または無色透明袋で排出する	ステーション方式	委託
使用済小型電子機器等	随時	投入口（縦 10cm×横 25cm）に入る小型家電製品など	市内 10ヶ所に設置している回収ボックスに入れる	ボックス回収	直営

(ウ) 収集・処理できないごみ

本市では、産業廃棄物や「家電リサイクル法」の対象品目(テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、「資源有効利用促進法」の対象品目(パソコン)及び特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物等は、収集及び処理を行っていません。本市で受け入れができないごみの種類を表 2-4 に示します。

表 2-4 本市では収集・処理できないごみ

ごみの種類	収集対象外の廃棄物	排出方法
適正処理困難物	バイクなど	専門業者に相談する
	農薬など	
特殊耐圧容器	消火器	
資源物	二次電池(充電式電池)	
医療系ごみ	鋭利なもの、感染性廃棄物	
家電リサイクル法の対象品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	
資源有効利用促進法の対象品目	パソコン (ノート型、デスクトップ型本体・ディスプレイ)	
産業廃棄物	産業廃棄物	

② 処理対象区域

本市の行政区域全域がごみ処理対象区域となります。

③ 収集・運搬体制

(ア) 収集対象区域

本市の行政区域全域が収集対象区域となります。

(イ) 収集対象ごみ

収集対象ごみは、家庭系一般廃棄物のみです。

(ウ) ごみの分別排出方法

本市が指定するごみの分別基準に従って所定のステーションに排出します。

令和 2 年 3 月末のごみステーションの設置状況は表 2-5 に示すとおりで、市内に 10,089 箇所あり、1 箇所当たりの平均世帯数は 15.9 世帯となっています。

表 2-5 ごみステーションの設置状況（令和 2 年 3 月末現在）

管内名 項目	本庁管内	芳野管内	古谷管内	南古谷管内	高階管内	福原管内	大東管内	霞ヶ関管内	川鶴管内	霞ヶ関北管内	名細管内	山田管内	計
集積所数（箇所）	3,620	90	138	552	1,699	443	873	831	106	569	830	338	10,089
1ヶ所当たりの 世帯数（世帯/箇所）	14.1	24.9	32.0	19.0	14.7	19.4	17.6	16.8	24.0	14.2	16.4	14.7	15.9

（エ）ごみの収集方法

原則的にステーション（集積所）で収集しています。「粗大ごみ」は電話予約によるリクエスト収集方式で戸別収集し、「使用済小型電子機器等」は回収ボックス等で回収しています。

（オ）ごみの収集頻度

ごみの収集頻度については、表 2-3 に示すとおりです。

④ 中間処理体制

本市の中間処理は、東清掃センターと資源化センターの 2 施設で行っています。

東清掃センターは、全連続燃焼式ストーカ炉の焼却施設、ペットボトル等の処理を行うリサイクル施設を有する施設です。

資源化センターは、熔融設備や発電設備を備えた熱回収施設、その他プラスチック製容器包装等の処理を行うリサイクル施設、せん定枝等を資源化する草木類資源化施設を有するなど、複合的な施設です。

各センターで処理するごみ処理区分は表 2-6 のとおりです。

表 2-6 中間処理施設におけるごみ処理種別

区分 施設名	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	びん かん	ペット ボトル	その他 プラスチック 製容器包装	粗大ごみ
東清掃センター	○	○	×	○	×	○
資源化センター	○	○	○	×	○	○

※凡例 ○：処理対象品目 ×：処理対象外品目

表 2-7 川越市東清掃センターの概要

区分		内 容	
施設名称		川越市東清掃センター	
所在地		埼玉県川越市芳野台2丁目8番地18	
敷地面積		約 10,400 m ²	
主要建物		焼却施設	工場棟 建築面積 1,874 m ² 延床面積 3,968 m ²
			管理棟 建築面積 379 m ² 延床面積 662 m ²
		リサイクル施設	工場棟 建築面積 1,754 m ² 延床面積 2,978 m ²
			管理棟 建築面積 327 m ² 延床面積 905 m ²
竣工年月		焼却施設：昭和 61 年 11 月（排ガス高度処理：平成 16 年 2 月）	
		リサイクル施設：平成 5 年 3 月	
焼却施設	処理能力	140 t / 日（70 t / 24h × 2 炉）	
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	
	建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 3 階建て	
	予熱利用	場内給湯及び暖房	
	煙突高さ	59m	
リサイクル施設	処理能力	不燃ごみ 30 t / 5h	
		資源ごみ 30 t / 5h	
	建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上 2 階建て	
主要設備	破砕機、磁選機、風力選別装置、アルミ選別機、供給コンベヤ、破袋機、手選別コンベヤ、ペットボトル圧縮機		



図 2-6 東清掃センター



図 2-7 資源化センター

表 2-8 川越市資源化センターの概要

区分		内 容	
施設名称		川越市資源化センター	
所在地		埼玉県川越市大字鯨井 782 番地 3	
敷地面積		約 105,000 m ²	
主要建物		熱回収施設	建築面積 7,228 m ² 延床面積 13,919 m ²
		リサイクル施設	建築面積 4,434 m ² 延床面積 8,281 m ²
		ストックヤード	延床面積 1,495 m ²
		草木類資源化施設	延床面積 1,926 m ²
		環境プラザ	建築面積 2,418 m ² 延床面積 4,345 m ²
竣工年月		平成 22 年 3 月	
熱回収施設	処理能力	265 t / 日 (132.5 t / 24h × 2 炉)	
	処理方式	流動床式ガス化溶融炉	
	建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階建て	
	発電設備	蒸気タービン (定格出力 4,000kW)	
	煙突高さ	90m	
リサイクル施設	処理能力	不燃ごみ	8.4 t / 5h
		粗大ごみ	0.9 t / 5h
		びん・かん	22.4 t / 5h
		その他プラスチック製容器包装	21.3 t / 5h
建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て		
	ストックヤード：鉄骨造平屋建て		
主要設備	破砕機、可燃不燃選別機、びん・缶手選別コンベヤ、缶類磁選機・アルミ選別機、金属プレス機、その他プラ容器機械式選別機、圧縮梱包機		
草木類資源化施設	処理能力	6.1 t / 5h	
	処理対象	せん定枝	
	処理方式	破砕処理方式	
	建物構造	鉄骨造平屋建て	
環境プラザ	愛称	つばさ館	
	概要	施設管理エリア 情報展示ホール、家具再生工房、自転車再生工房、活動交流室、 情報資料コーナー、リサイクル体験工房、研修室	

⑤ 最終処分体制

中間処理施設で処理されたごみの残渣は、一部をセメント原料等に有効利用し、残りの残渣は小畔の里クリーンセンター及び民間最終処分場において埋立処分を行っています。

最終処分場の施設概要は表 2-9 に示すとおりです。

表 2-9 最終処分場の概要

区分		内 容
施設名称		川越市小畔の里クリーンセンター
所在地		埼玉県川越市大字平塚新田 160 番地
事業主体		川越市
事業面積		約 98,000 m ²
建設工期		着工：昭和 62 年 10 月 竣工：平成元年 3 月
埋立処分場の概要	埋立面積	39,000 m ² (第 1 期)
	埋立容量	213,000 m ³ (第 1 期)
	埋立期間	平成元年 4 月より埋立開始
	埋立方法	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式
	浸出水処理	150 m ³ /日 (調整槽＋回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌)

(3) ごみ処理の実績

① 出量の実績

本市で排出されるごみは、基本的に家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみに区分されます。

それぞれの排出量の実績と推移は表 2-10、図 2-8 に示すとおりです。

表 2-10 ごみ排出量の実績

(単位:t/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系ごみ排出量	77,555	76,142	76,340	76,329	77,697
家庭系ごみ収集量	75,059	73,577	73,615	73,364	74,241
家庭系ごみ直接搬入量	2,495	2,565	2,724	2,965	3,456
事業系ごみ排出量	27,788	29,117	28,701	27,667	27,846
事業系ごみ許可業者搬入量	24,092	25,238	24,971	24,310	23,484
事業系ごみ直接搬入量	2,037	1,959	1,638	1,565	2,280
その他直営定時外搬入量	702	736	846	621	909
脱水汚泥搬入量	957	1,184	1,247	1,171	1,173
集団回収量	7,438	6,950	6,507	6,129	5,710
合計(ごみ総排出量)	112,780	112,209	111,548	110,125	111,253
1人1日当たりごみ排出量(g)	880	875	867	855	860
家庭系ごみ排出量(g)	605	594	594	592	601
事業系ごみ排出量(g)	217	227	223	215	215
集団回収ごみ排出量(g)	58	54	51	48	44

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

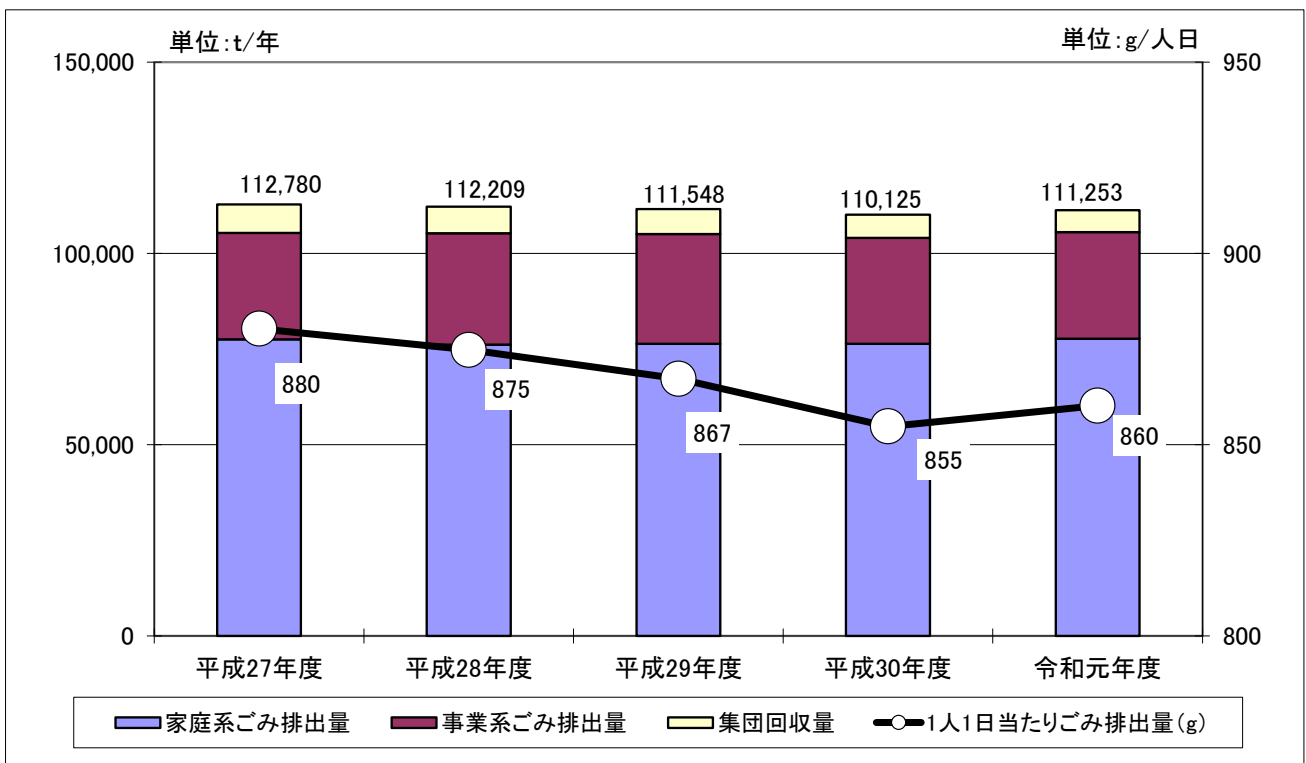


図 2-8 ごみ排出量の推移

品目ごとの排出量の実績は表 2-11、表 2-12 に示すとおりです。

表 2-11 品目ごとのごみ排出量の実績

		単位	実績値					
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
年間日数		日	366	365	365	365	366	
人口等	A 行政区内人口	人	350,047	351,432	352,393	352,990	353,371	
	B 計画収集人口	人	350,047	351,432	352,393	352,990	353,371	
	C 自家処理人口(A-B)	人	0	0	0	0	0	
家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量	t/年	77,554.54	76,141.90	76,339.63	76,329.01	77,696.62	
	ア 家庭系ごみ収集量	t/年	75,059.35	73,576.74	73,615.36	73,363.58	74,240.93	
	(1) 可燃ごみ	t/年	59,277.97	58,255.40	58,483.68	58,113.31	58,343.42	
	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t/年	2,821.57	2,736.45	2,812.40	3,051.16	3,127.87	
	不燃ごみ	t/年	2,725.26	2,642.30	2,717.14	2,955.08	3,042.02	
	乾電池	t/年	79.50	79.44	82.68	84.60	77.23	
	蛍光管	t/年	16.81	14.71	12.58	11.48	8.62	
	(3) 粗大ごみ	t/年	234.77	243.59	252.26	254.82	245.11	
	(4) びん・かん	t/年	3,271.77	3,170.31	3,084.37	2,982.75	2,946.10	
	(5) ペットボトル	t/年	1,166.29	1,176.66	1,205.23	1,249.18	1,261.28	
	(6) その他プラスチック製容器包装	t/年	4,084.72	4,052.76	4,027.65	4,014.51	4,080.84	
	(7) 紙類	t/年	3,986.06	3,723.70	3,576.75	3,521.57	3,679.00	
	(8) 布類	t/年	162.13	181.81	172.42	175.61	556.89	
	(9) 小型家電(拠点回収)	t/年	54.07	36.06	0.61	0.67	0.42	
	イ 家庭系ごみ直接搬入量	t/年	2,495.19	2,565.16	2,724.27	2,965.43	3,455.69	
	(1) 可燃ごみ	t/年	1,791.89	1,739.03	1,928.90	2,177.93	2,487.59	
	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t/年	703.30	826.13	795.37	787.50	968.10	
	事業系ごみ	E 事業系ごみ年間搬入量	t/年	27,787.65	29,116.99	28,700.91	27,667.32	27,846.10
		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量	t/年	24,091.66	25,237.54	24,970.63	24,310.47	23,484.46
(1) 可燃ごみ		t/年	23,950.84	25,082.83	24,938.27	24,277.48	23,443.24	
(2) 不燃ごみ・有害ごみ		t/年	81.35	92.33	32.36	32.99	41.22	
(3) 資源ごみ		t/年	59.47	62.38	0	0	0	
a) びん・かん		t/年	59.47	62.38	0	0	0	
b) ペットボトル		t/年	0	0	0	0	0	
エ 事業系ごみ直接搬入量		t/年	2,036.56	1,959.37	1,637.84	1,565.17	2,280.30	
(1) 可燃ごみ		t/年	1,958.07	1,870.40	1,615.15	1,540.18	2,221.43	
(2) 不燃ごみ・有害ごみ		t/年	78.49	88.97	22.69	24.99	58.87	
オ その他直営定時外搬入量		t/年	701.96	736.00	845.76	620.91	908.56	
(1) 可燃ごみ		t/年	616.25	639.83	826.19	592.16	815.04	
(2) 不燃ごみ・有害ごみ		t/年	85.71	96.17	19.57	28.75	93.52	
カ 脱水污泥搬入量	t/年	957.47	1,184.08	1,246.68	1,170.77	1,172.78		
集団回収量	F 集団回収量	t/年	7,438.03	6,949.96	6,507.30	6,129.13	5,710.37	
	(1) 紙類	t/年	7,137.50	6,655.56	6,225.05	5,847.68	5,416.05	
	(2) 布類	t/年	193.91	190.64	181.55	182.64	176.54	
	(3) びん類	t/年	13.25	12.81	10.57	7.97	6.79	
	(4) 金属類	t/年	93.37	90.95	90.13	90.84	110.99	
計	G ごみ年間排出量	t/年	112,780.22	112,208.85	111,547.84	110,125.46	111,253.09	

※人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口

表 2-12 品目ごとのごみ排出量の実績（1人1日当たり）

		単位	実績値					
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
年間日数		日	366	365	365	365	366	
人口等	A 行政区域内人口	人	350,047	351,432	352,393	352,990	353,371	
	B 計画収集人口	人	350,047	351,432	352,393	352,990	353,371	
	C 自家処理人口(A-B)	人	0	0	0	0	0	
排出量	家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量	g/人日	605.3	593.6	593.5	592.4	600.7
		ア 家庭系ごみ収集量	g/人日	585.9	573.6	572.3	569.4	574.0
		(1) 可燃ごみ	g/人日	462.7	454.2	454.7	451.0	451.1
		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	22.0	21.3	21.9	23.7	24.2
		不燃ごみ	g/人日	21.3	20.6	21.1	22.9	23.5
		乾電池	g/人日	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
		蛍光管	g/人日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(3) 粗大ごみ	g/人日	1.8	1.9	2.0	2.0	1.9
		(4) びん・かん	g/人日	25.5	24.7	24.0	23.2	22.8
		(5) ペットボトル	g/人日	9.1	9.2	9.4	9.7	9.8
		(6) その他プラスチック製容器包装	g/人日	31.9	31.6	31.3	31.2	31.6
		(7) 紙類	g/人日	31.1	29.0	27.8	27.3	28.4
		(8) 布類	g/人日	1.3	1.4	1.3	1.4	4.3
		(9) 小型家電(拠点回収)	g/人日	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
	イ 家庭系ごみ直接搬入量	g/人日	19.5	20.0	21.2	23.0	26.7	
	(1) 可燃ごみ	g/人日	14.0	13.6	15.0	16.9	19.2	
	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	5.5	6.4	6.2	6.1	7.5	
	事業系ごみ	E 事業系ごみ年間搬入量	g/人日	216.9	227.0	223.1	214.7	215.3
		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量	g/人日	188.0	196.7	194.1	188.7	181.6
		(1) 可燃ごみ	g/人日	186.9	195.5	193.9	188.4	181.3
		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.6	0.7	0.3	0.3	0.3
		(3) 資源ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0
		a) びん・かん	g/人日	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0
		b) ペットボトル	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		エ 事業系ごみ直接搬入量	g/人日	15.9	15.3	12.7	12.1	17.6
		(1) 可燃ごみ	g/人日	15.3	14.6	12.6	12.0	17.2
		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.6	0.7	0.2	0.2	0.5
オ その他直営定時外搬入量		g/人日	5.5	5.7	6.6	4.8	7.0	
(1) 可燃ごみ		g/人日	4.8	5.0	6.4	4.6	6.3	
(2) 不燃ごみ・有害ごみ		g/人日	0.7	0.7	0.2	0.2	0.7	
カ 脱水汚泥搬入量	g/人日	7.5	9.2	9.7	9.1	9.1		
集団回収量	F 集団回収量	g/人日	58.1	54.2	50.6	47.6	44.2	
	(1) 紙類	g/人日	55.7	51.9	48.4	45.4	41.9	
	(2) 布類	g/人日	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	
	(3) びん類	g/人日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	(4) 金属類	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	
計	G ごみ年間排出量	g/人日	880.3	874.8	867.2	854.7	860.2	

※人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口

② 収集運搬の実績

収集・運搬業務については、「びん・かん」「ペットボトル」「その他プラスチック製容器包装」「不燃ごみ」「有害ごみ」及び「布類」を民間委託によって収集しています。また、「粗大ごみ」は本市直営により、「可燃ごみ」「紙類」については、本市直営及び民間委託にて収集しています。

収集・運搬対象となる家庭系ごみの収集・運搬量の実績と推移は表 2-13、図 2-9 に示すとおりです。

表 2-13 収集・運搬量の実績

(単位:t/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
可燃ごみ(ふれあい収集合む)	59,278	58,255	58,484	58,113	58,343	
不燃・有害ごみ	2,822	2,736	2,812	3,051	3,128	
粗大ごみ	235	244	252	255	245	
資源ごみ	びん・かん	3,272	3,170	3,084	2,983	2,946
	ペットボトル	1,166	1,177	1,205	1,249	1,261
	その他プラスチック製容器包装	4,085	4,053	4,028	4,015	4,081
	紙類	3,986	3,724	3,577	3,522	3,679
	布類(平成30年度までは拠点回収)	162	182	172	176	557
	使用済み小型家電等(ボックス回収等)	54	36	1	1	0
計	12,725	12,341	12,067	11,944	12,525	
合計	75,059	73,577	73,615	73,364	74,241	

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

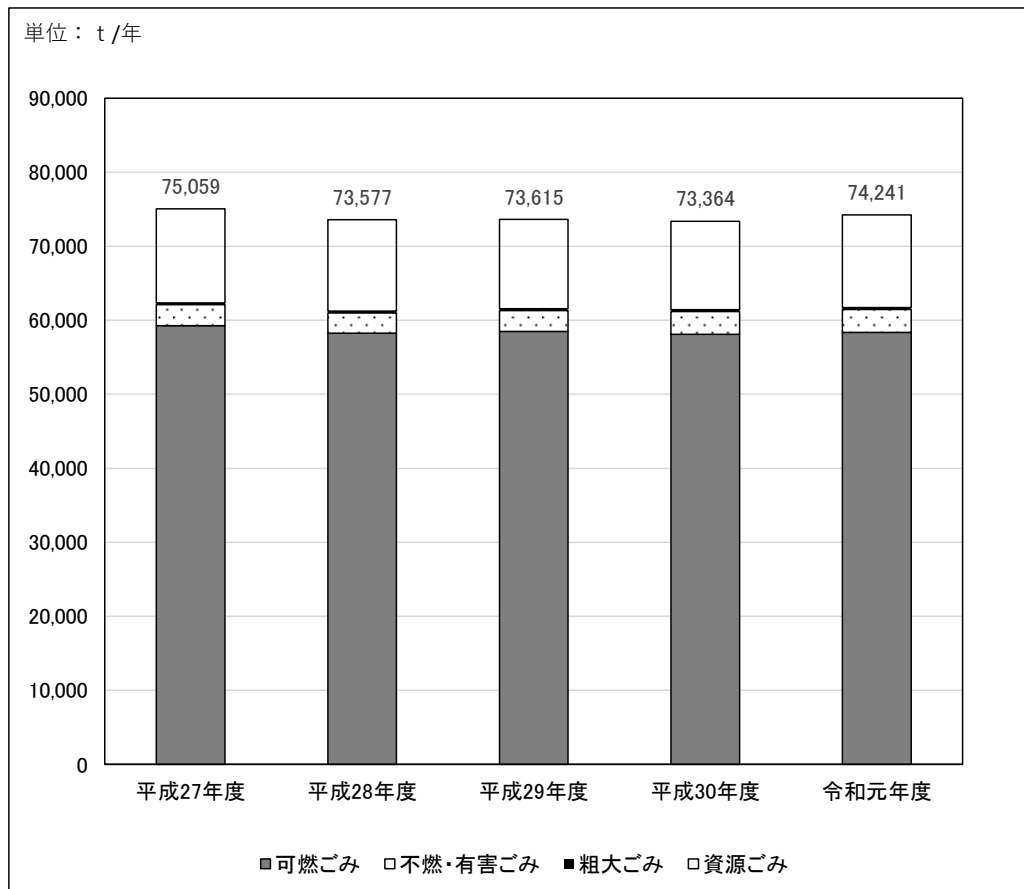


図 2-9 収集運搬量の推移

③ 中間処理の実績

収集運搬された家庭系ごみと事業系ごみは、市の処理施設で適正に中間処理しています。なお、収集運搬物のうち、紙類、布類及び使用済小型電子機器等の一部は、収集後に直接民間業者の施設で資源化しているため、処理量に含まれません。

ごみ種別の処理量の実績と推移は表 2-14、図 2-10 に示すとおりです。

表 2-14 中間処理施設でのごみ種別処理量の実績

(単位:t/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ	92,728	93,075	93,075	91,914	94,188
不燃・有害ごみ	3,828	3,885	3,847	4,026	4,373
びん・かん	3,359	3,259	3,084	2,983	2,946
ペットボトル	1,170	1,180	1,205	1,249	1,262
その他プラスチック製容器包装	4,085	4,053	4,028	4,015	4,081
草木類	331	326	275	331	260
粗大ごみ	235	244	252	255	245
合計	105,737	106,023	105,767	104,772	107,354

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

※各施設ともに、施設間搬出入量を含んだ数値となっています。

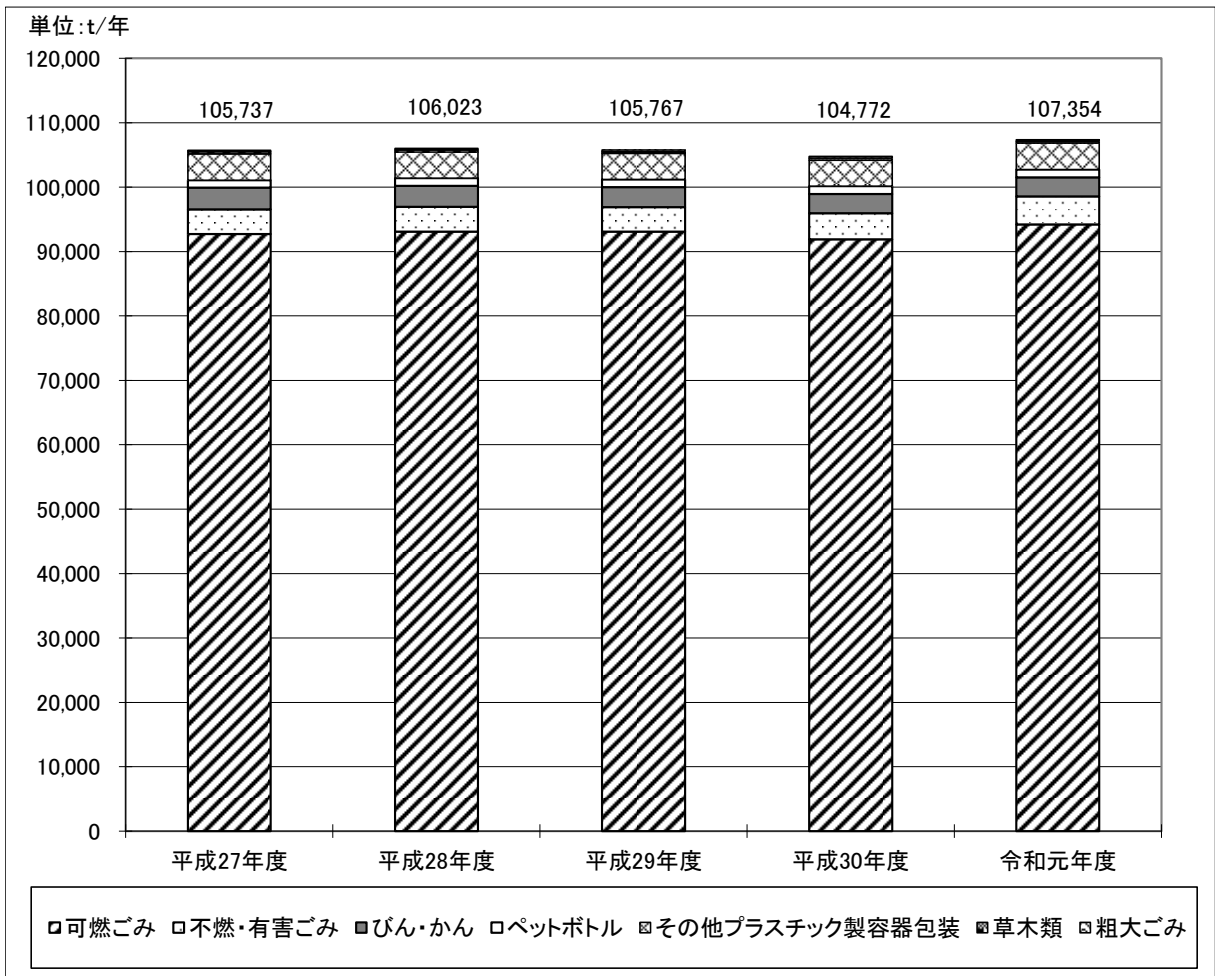


図 2-10 中間処理量の推移

④ 資源化量の実績

本市における資源化量は、集積所に出された紙類及び布類を直接問屋に搬入して資源物を回収するなどの直接資源化量、分別収集した不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ等から中間処理によって資源物として回収するなどの中間処理後資源化量、並びに地域の PTA や子供会が主体となって資源物を回収する集団回収量から構成されます。また、リサイクル率（資源化率）は、総資源化量をごみ総排出量で除したもので定義されています。

資源化量の実績と推移は表 2-15、図 2-11 に示すとおりです。

表 2-15 資源化量の実績

(単位:t/年)

区分		年度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
直接資源化量		4,202	3,941	3,750	3,697	4,236
	紙類	3,986	3,724	3,577	3,522	3,679
	布類	162	182	172	176	557
	使用済小型電子機器等	54	36	1	0	0
中間処理後資源化量		15,350	15,487	15,536	15,304	16,283
	廃乾電池類	80	79	83	85	77
	廃蛍光管類	17	15	13	11	9
	処理困難物	4	4	4	3	5
	焼却灰等資源化	6,414	6,689	6,674	6,372	7,137
	びん	1,407	1,306	1,291	1,278	1,262
	その他プラスチック製容器包装	3,303	3,266	3,299	3,271	3,382
	ペットボトル	863	862	825	853	774
	鉄類(回収鉄含む)	1,625	1,604	1,598	1,628	1,795
	非鉄金属(回収アルミ含む)	600	600	620	623	680
	廃家電類	60	57	61	73	128
	選別紙類	157	153	156	150	183
	再生家具	31	29	26	23	18
	家電4品目	7	8	15	5	19
	土壌改良材	295	343	344	319	412
	使用済小型電子機器等	487	474	527	609	402
集団回収量		7,438	6,950	6,507	6,129	5,710
	(1)紙類	7,138	6,656	6,225	5,848	5,416
	(2)布類	194	191	182	183	177
	(3)びん類	13	13	11	8	7
	(4)金属類	93	91	90	91	111
合計(総資源化量)		26,990	26,378	25,793	25,131	26,230
合計(ごみ総排出量)		112,780	112,209	111,548	110,125	111,253
リサイクル率(資源化率)		23.9%	23.5%	23.1%	22.8%	23.6%

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

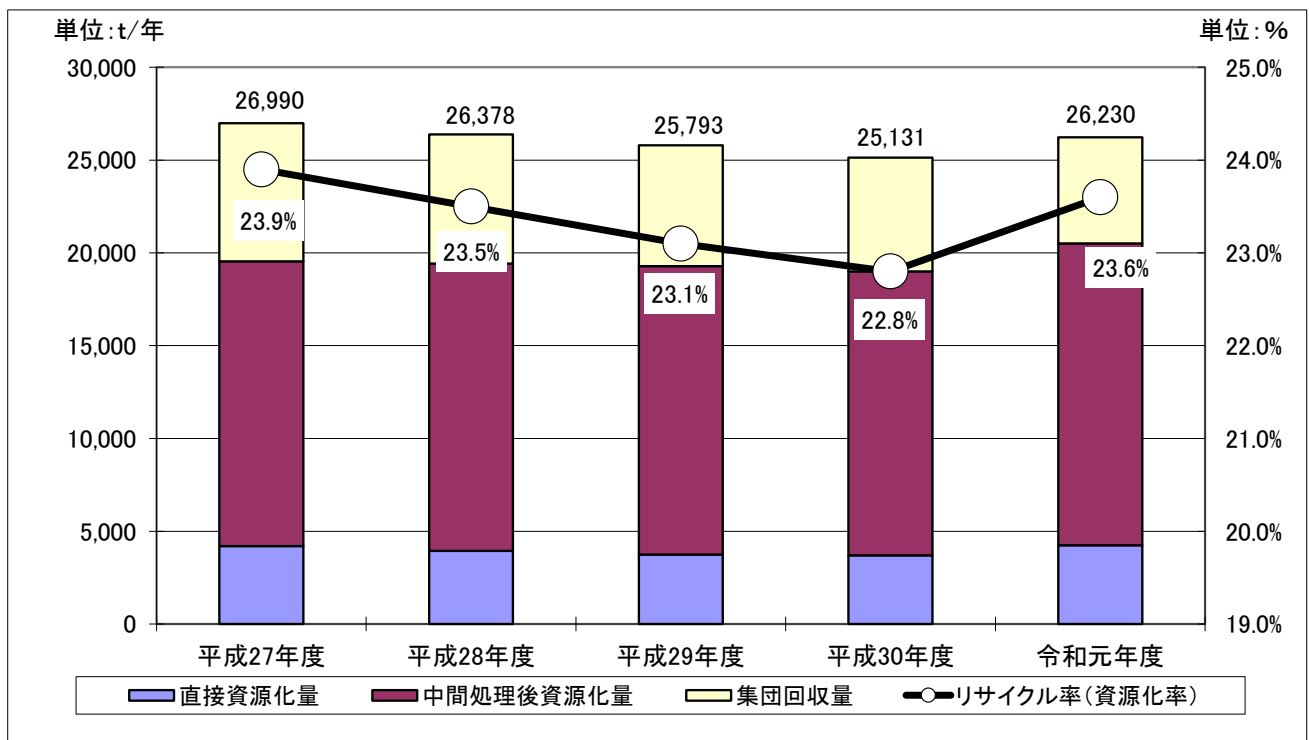


図 2-11 資源化量の推移

⑤ 最終処分量の実績

中間処理施設で処理されたごみの残渣は、一部をセメント原料等に有効利用し、残りの残渣は小畔の里クリーンセンター及び民間最終処分場において、適正に埋立処分を行っています。

最終処分量の実績と推移は表 2-16、図 2-12 のとおりです。

表 2-16 最終処分量の実績

(単位:t/年)

区分	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小畔の里クリーンセンター		455	242	279	173	355
民間最終処分場		2,628	2,704	2,779	2,498	2,571
埋立合計		3,083	2,946	3,057	2,671	2,926

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

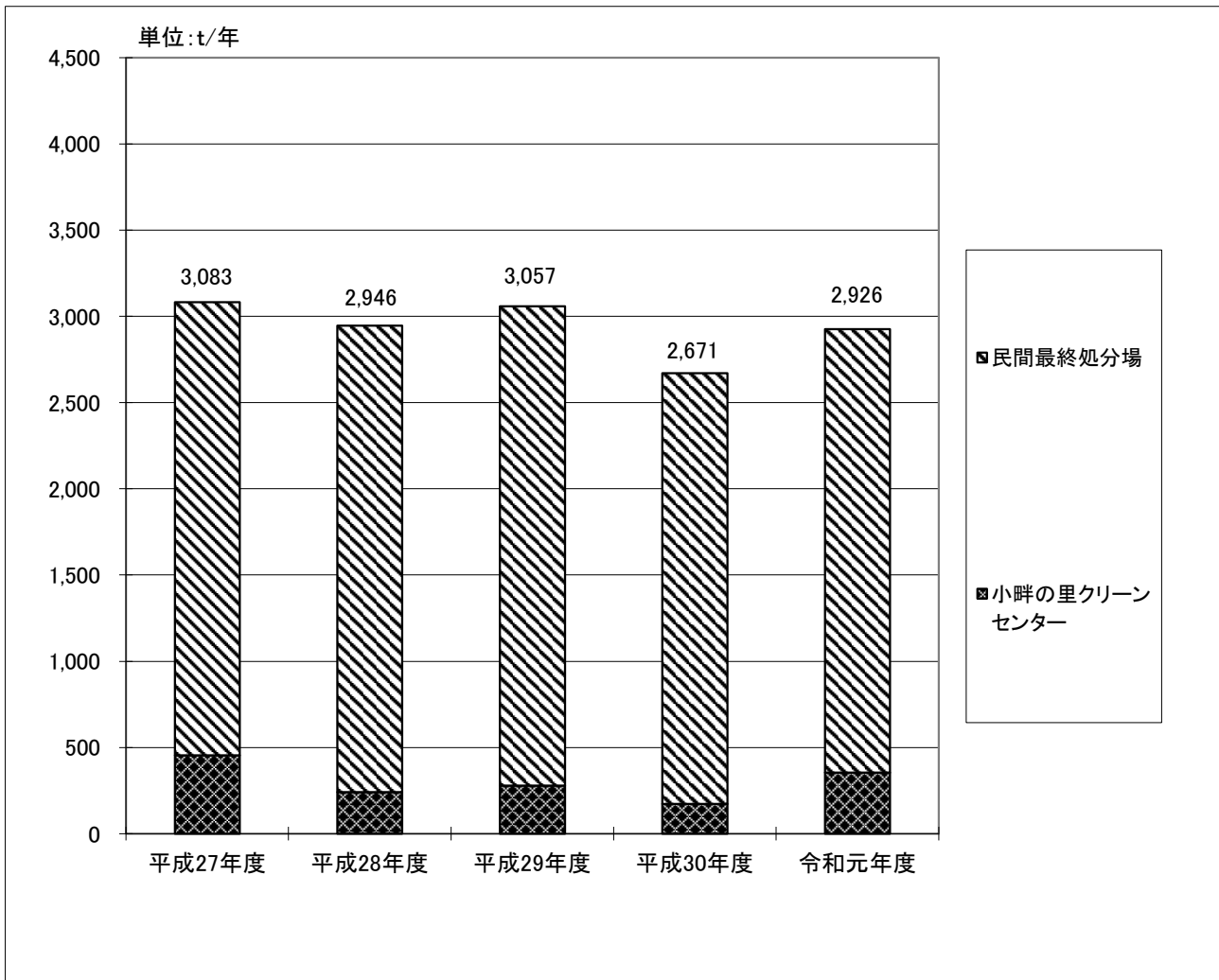
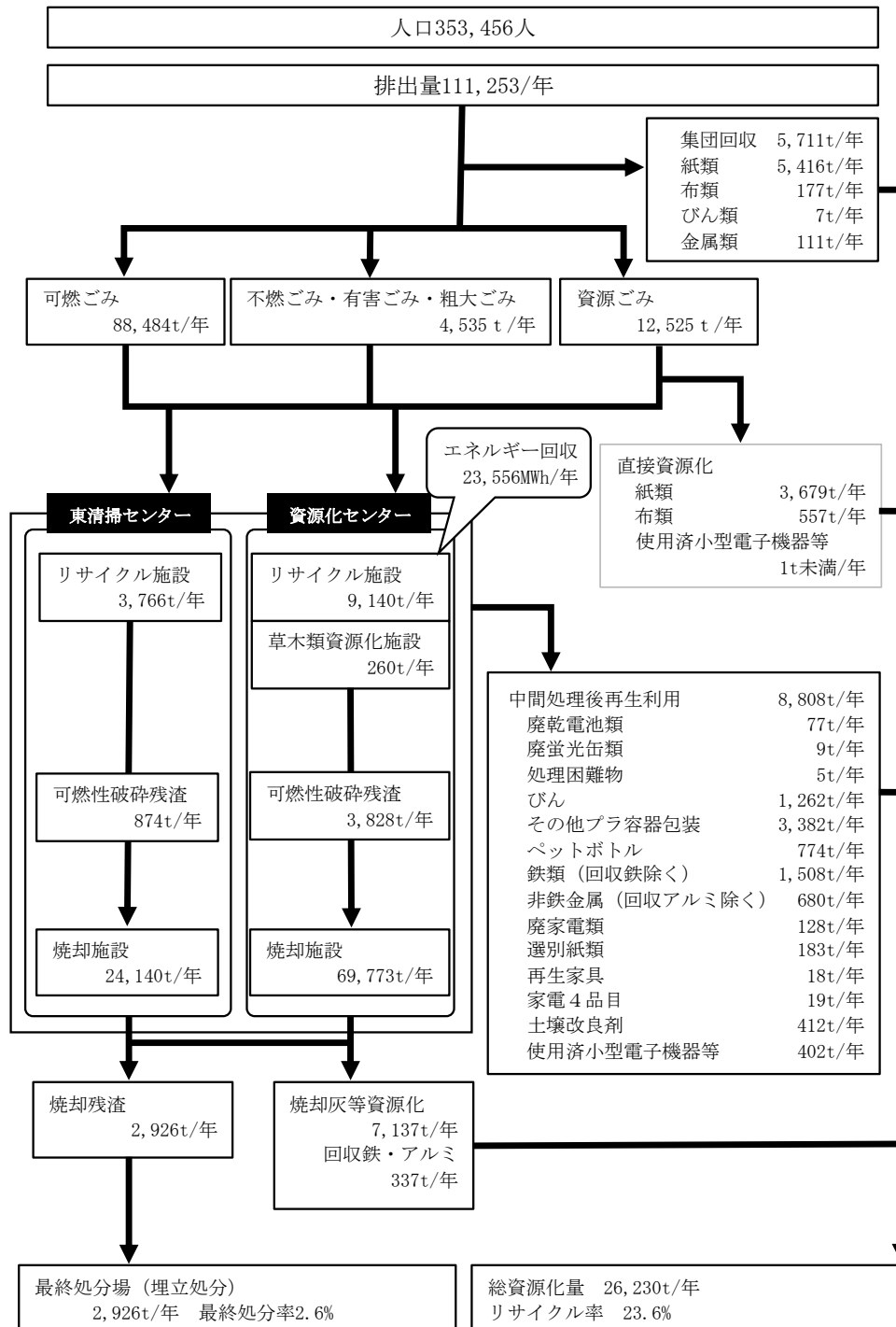


図 2-12 最終処分量の推移

⑥ ごみ処理状況フロー

令和元年度の本市のごみ処理状況フローを整理すると、図 2-13 に示すとおりです。

総排出量は、111,253t/年であり、再生利用される総資源化量は26,230t/年、リサイクル率(= (集団回収量+直接資源化量+中間処理後再生利用量+焼却灰等資源化量)÷(ごみ排出量))は23.6%です。また、集団回収量を除いた排出量の2.6%に当たる2,926t/年を埋立処分しています。



※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

図 2-13 令和元年度におけるごみ処理状況フロー

⑦ ごみの性状の実績

本市では、ごみ処理施設の運転管理のために、定期的に可燃ごみピット内のごみ質の調査を実施しています。過去5年間の可燃ごみピット内のごみの性状（物理組成、見掛比重、三成分、発熱量）の実績は表2-17に示すとおりです。

東清掃センター及び資源化センターの三成分では水分が多くなっていますが、水分は厨芥類（生ごみ）に多く含まれています。物理組成（観物）においては、厨芥類は東清掃センターが9.8%、資源化センターが11.5%となっていますが、厨芥類は排出時には水分を多く含んでいますので、大きな割合を占めていると考えられます。

表 2-17 可燃ごみピット内のごみの性状の実績

区分、単位			東清掃センター				
			可燃物（年度平均値）				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
物理組成 (乾物)	紙類	%	46.68	41.67	46.21	39.12	29.25
	布類	%	3.35	3.79	6.2	8.19	14.65
	プラスチック類	%	25.33	23.95	19.97	28.72	28.53
	ゴム・皮革類	%	0.4	0.29	1.15	0.53	1.36
	草木類	%	12.23	15.48	10.21	13.15	12.56
	厨芥類	%	7.8	8.95	9.62	6.09	9.8
	金属類	%	1.44	1.88	2.81	2.31	1.73
	ガラス類	%	0.04	0.17	0.14	0.2	0.31
	セトモノ・砂類	%	0.27	0.3	0.51	0.03	0.12
	その他	%	2.46	3.52	3.21	1.66	1.7
	合計	%	100	100	100	100	100
見掛比重	kg/m ³	179	191	204	175	182	
三成分	全水分	%	49.5	51.2	51.8	45.4	49.2
	全灰分	%	5.4	5	5.8	5.3	4.2
	可燃分	%	45.1	43.8	42.4	49.3	46.6
発熱量	高位発熱量	KJ/kg	9,800	10,080	10,137	13,153	12,232
	低位発熱量(実)	KJ/kg	7,670	7,910	7,965	11,157	10,180

区分、単位			資源化センター				
			可燃物（年度平均値）				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
物理組成 (乾物)	紙類	%	46	41.91	42.98	44.63	49.62
	布類	%	10.5	13.52	12.78	9.48	5.11
	プラスチック類	%	19.1	20.23	19.49	23.52	21.69
	ゴム・皮革類	%	0.1	0.49	0.55	1.06	1.13
	草木類	%	9	7.83	9.53	6.42	7.45
	厨芥類	%	12.7	12.99	10.51	11.47	11.51
	金属類	%	0.5	0.38	0.54	1.19	0.7
	ガラス類	%	0	0.06	0.68	0.23	0.17
	セトモノ・砂類	%	0.9	1.2	1.07	0.47	1.52
	その他	%	1.2	1.4	1.92	1.56	1.11
	合計	%	100	100	100	100	100
見掛比重	kg/m ³	160	161	144	160	161	
三成分	全水分	%	45.7	43.6	41.8	45.1	44.5
	全灰分	%	5.8	5.9	6.5	6.4	5.9
	可燃分	%	48.4	50.5	51.7	48.5	49.7
発熱量	高位発熱量	KJ/kg	11,400	12,148	12,426	11,188	11,450
	低位発熱量(実)	KJ/kg	9,310	10,155	10,501	9,248	9,495

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

⑧ ごみ処理経費の実績

環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき算出した部門別原価を整理した結果は表 2-18、図 2-14 のとおりです。令和元年度の部門経費は 5,664 百万円で、内訳を見ると中間処理部門が 3,043 百万円と最も高く、次いで収集部門の 1,732 百万円、資源化部門の 585 百万円の順となっています。

また、ごみ 1t 当たりの処理原価は約 5.4 万円で、市民 1 人当たりでは約 1.6 万円、市民 1 世帯当たりでは約 3.5 万円となっており、経年的にごみ処理原価は平成 30 年度までは横ばいでしたが、令和元年度に増加しています。

表 2-18 ごみ処理原価の実績

年度		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
部門経費	収集部門	(百万円)	1,716	1,691	1,708	1,606	1,732
	中間処理部門	(百万円)	2,789	2,650	2,839	2,862	3,043
	最終処理部門	(百万円)	152	148	152	139	142
	資源化部門	(百万円)	558	550	561	569	585
	管理部門	(百万円)	175	173	166	167	162
	計	(百万円)	5,389	5,212	5,425	5,344	5,664
ごみ 1t 当たり処理原価		(円/t)	51,606	50,071	52,356	51,962	54,384
市民 1 人当たり処理原価		(円/人)	15,378	14,812	15,395	15,135	16,023
市民 1 世帯当たり処理原価		(円/世帯)	35,340	33,675	34,618	33,667	35,214

※部門経費と合計の値は、四捨五入により合わないことがある。

単位：百万

単位：円/t、人、世帯

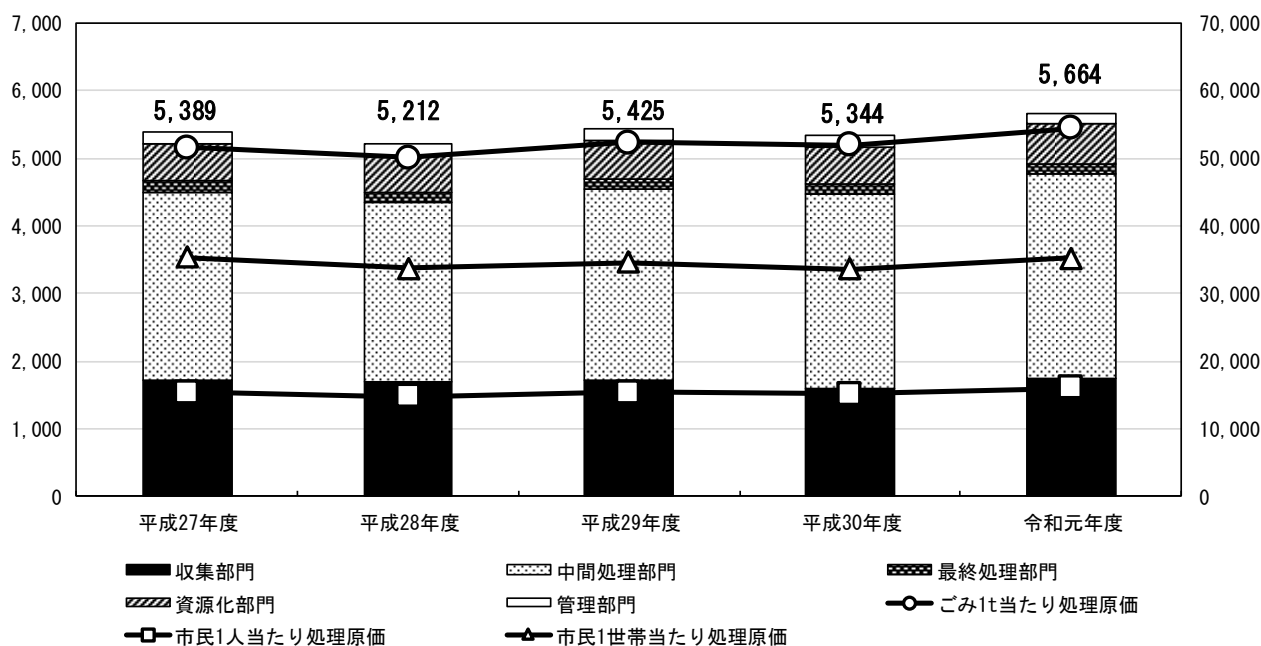


図 2-14 ごみ処理価格の推移

⑨ 地球温暖化対策

資源化センターでは、地球温暖化対策として、環境プラザ（つばさ館）と草木類資源化施設に合計 166.9kW の太陽光発電システムを設置し、また、資源化センターの熱回収施設には、4,000kW のごみ発電設備（蒸気タービン発電機）を設置し、発電を行っております。発電した電力は、場内で利用する以外にも、一部電力会社に売電しています。

資源化センターでの発電量の実績は表 2-19 に示すとおりで、令和元年度における太陽光発電システムと熱回収施設の総発電量に電気業者ごとの温室効果ガス排出係数を乗じた発電量により、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量として 10,833t-CO₂/年の削減に寄与しています。

表 2-19 資源化センターの発電量の実績

年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
太陽光発電システム	総発電量 (kWh)	161,584	153,907	159,227	146,518	149,533
資源化センター	総発電量 (kWh)	24,858,220	24,597,870	25,627,710	24,185,430	23,555,710
熱回収施設	売電量 (kWh)	7,020,048	6,990,618	7,727,358	6,394,974	6,038,670
	買電量 (kWh)	894,246	885,198	808,848	1,084,980	1,611,858
温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	12,510	12,029	12,249	11,387	10,833

注) 発電した電力を使わず、東京電力エナジーパートナー（株）から買電した場合として算出

温室効果ガスの削減量 = { (太陽光発電システム) 総発電量 + (資源化センター) 総発電量 } × 温室効果ガス排出係数

注) 温室効果ガスの排出係数は、東京電力エナジーパートナー（株）の実排出係数を採用。(環境省 HP より)



陸屋根型



陸屋根型底部



窓一体型

図 2-15 環境プラザ「つばさ館」の太陽光発電システム

(4) 国・埼玉県との比較

環境省が公表している「一般廃棄物処理事業実態調査結果」（令和元年度）をもとに、国、埼玉県並びに本市のごみ排出量の比較結果を表 2-20 及び図 2-16 に示します。なお、この調査結果では、災害等廃棄物処理事業の処理量が除外されており、表 2-25 及び表 2-26 の量とは異なっています。

本市における令和元年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 853.2g/人日で、国では 918.3g/人日、埼玉県では 861.2g/人日となっており、国より約 65.1g/人日、埼玉県より約 8.0g/人日少ない状況となっています。

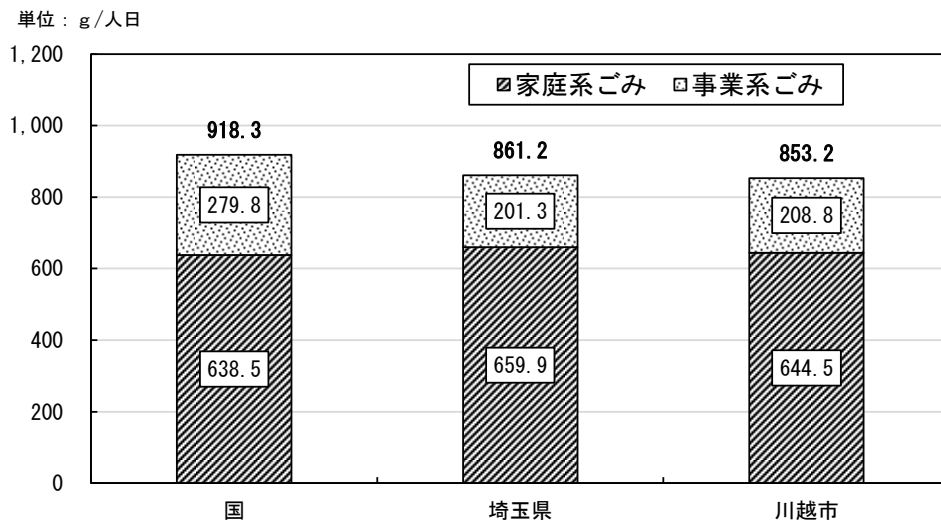
また、本市のリサイクル率は、ごみの焼却後に排出される灰をセメント原料やスラグ化して建設資材に利用していることもあり、23.3%と国よりも高い値で、埼玉県とは近似しています。

表 2-20 ごみ排出量の国及び県との比較(令和元年度実績) 単位：g/人日

区 分	国	埼玉県	本市
家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (資源物含む)	638.5 (69.5%)	659.9 (76.6%)	644.5 (75.5%)
事業系 1 人 1 日当たりのごみ排出量	279.8 (30.5%)	201.3 (23.4%)	208.8 (24.5%)
1 人 1 日当たりのごみ排出量	918.3	861.2	853.2
国との比較 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	-	-57.1	-65.1
埼玉県との比較 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)	57.1	-	-8.0
リサイクル率 (資源化率)	19.6%	23.7%	23.3%

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

※災害ごみを含めると本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 860.2g/人日、リサイクル率は 23.6%。



※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

図 2-17 1 人 1 日当たりのごみ排出量の国及び県との比較 (令和元年度実績)

(5) 中核市との比較

本市と同じ中核市に指定された全国の都市（62 都市）の年間ごみ排出量及び 1 人 1 日平均排出量を比較した結果を表 2-21 に示します。

本市の 1 人 1 日平均排出量は少ない方から 12 番目となっています。

表 2-21 各中核市におけるごみ排出量の比較（令和元年度実績）

番号	市町村コード	都道府県名	都市名	人口 (人)	年間ごみ排出量 (t/年)				1人1日平均排出量 (g/人日)			
					生活系	事業系	集団回収	計	生活系	事業系	集団回収	計
1	13201	東京都	八王子市	562,828	124,833	26,879	6,926	158,638	606.0	130.5	33.6	770.1
2	38201	愛媛県	松山市	511,537	114,756	29,977	0	144,733	612.9	160.1	0.0	773.1
3	27210	大阪府	枚方市	401,559	73,539	31,994	13,612	119,145	500.4	217.7	92.6	810.7
4	27203	大阪府	豊中市	408,110	75,757	41,603	5,191	122,551	507.2	278.5	34.8	820.5
5	11203	埼玉県	川口市	606,340	126,663	45,080	11,823	183,566	570.8	203.1	53.3	827.2
6	25201	滋賀県	大津市	343,563	71,932	25,382	7,044	104,358	572.1	201.9	56.0	829.9
7	27212	大阪府	八尾市	266,569	51,432	22,306	7,261	80,999	527.2	228.6	74.4	830.2
8	11222	埼玉県	越谷市	344,088	73,998	26,138	6,101	106,237	587.6	207.5	48.4	843.6
9	27215	大阪府	寝屋川市	232,050	48,840	17,109	5,822	71,771	575.1	201.4	68.6	845.1
10	29201	奈良県	奈良市	356,079	62,563	33,570	14,350	110,483	480.1	257.6	110.1	847.8
11	27205	大阪府	吹田市	372,948	73,483	35,063	7,548	116,094	538.3	256.9	55.3	850.5
12	11201	埼玉県	川越市	353,371	77,641	27,002	5,711	110,354	600.3	208.8	44.2	853.2
13	23203	愛知県	一宮市	385,128	93,315	26,942	1,002	121,259	662.0	191.1	7.1	860.3
14	12204	千葉県	船橋市	642,383	135,199	53,591	17,432	206,222	575.0	227.9	74.1	877.1
15	12217	千葉県	柏市	423,903	94,119	43,965	0	138,084	606.6	283.4	0.0	890.0
16	47201	沖縄県	那覇市	321,729	66,043	39,070	189	105,302	560.9	331.8	1.6	894.3
17	27207	大阪府	高槻市	351,642	71,543	35,374	9,030	115,947	555.9	214.9	70.2	900.9
18	37201	香川県	高松市	427,301	85,614	55,342	0	140,956	547.4	353.9	0.0	901.3
19	28202	兵庫県	尼崎市	463,230	96,439	51,425	5,483	153,347	568.8	303.3	32.3	904.5
20	14201	神奈川県	横須賀市	393,894	83,595	28,022	19,682	131,299	579.9	194.4	136.5	910.8
21	20201	長野県	長野市	376,104	73,868	41,950	9,926	125,744	536.6	304.7	72.1	913.5
22	10201	群馬県	前橋市	336,284	83,165	22,084	7,750	112,999	675.7	179.4	63.0	918.1
23	40203	福岡県	久留米市	305,070	66,358	33,982	2,271	102,611	594.3	304.3	20.3	919.0
24	28203	兵庫県	明石市	303,660	63,627	33,803	5,314	102,744	572.5	304.1	47.8	924.5
25	30201	和歌山県	和歌山市	367,234	88,338	36,628	741	125,707	657.2	272.5	5.5	935.3
26	34207	広島県	福山市	468,812	96,913	56,383	7,334	160,630	564.8	328.6	42.7	936.2
27	09201	栃木県	宇都宮市	521,905	127,624	44,254	7,254	179,132	668.1	231.7	38.0	937.8
28	17201	石川県	金沢市	452,289	85,381	65,867	4,513	155,761	515.8	397.9	27.3	940.9
29	18201	福井県	福井市	263,311	56,529	29,360	4,855	90,744	586.6	304.7	50.4	941.6
30	01204	北海道	旭川市	334,696	70,258	36,562	9,288	116,108	573.5	298.5	75.8	947.8
31	23201	愛知県	豊橋市	377,274	82,758	41,408	6,759	130,925	599.3	299.9	48.9	948.2
32	44201	大分県	大分市	478,559	110,121	53,132	2,976	166,229	628.7	303.3	17.0	949.1
33	28204	兵庫県	西宮市	486,799	96,316	62,752	10,213	169,281	540.6	352.2	57.3	950.1
34	21201	岐阜県	岐阜市	401,342	90,385	43,181	6,104	139,670	615.3	294.0	41.6	950.8
35	06201	山形県	山形市	243,864	55,067	23,604	6,505	85,176	617.0	264.5	72.9	954.3
36	10202	群馬県	高崎市	373,185	91,501	33,309	6,143	130,953	669.9	243.9	45.0	958.8
37	28201	兵庫県	姫路市	530,363	125,353	61,136	0	186,489	645.8	315.0	0.0	960.7
38	34202	広島県	呉市	222,366	50,428	24,347	3,501	78,276	619.6	299.2	43.0	961.8
39	45201	宮崎県	宮崎市	401,968	99,854	41,526	1,189	142,569	678.7	282.3	8.1	969.1
40	42201	長崎県	長崎市	417,381	97,738	44,824	5,708	148,270	639.8	293.4	37.4	970.6
41	23202	愛知県	岡崎市	387,879	89,648	42,645	5,817	138,110	631.5	300.4	41.0	972.9
42	02203	青森県	八戸市	228,240	53,574	27,466	463	81,503	641.3	328.8	5.5	975.7
43	46201	鹿児島県	鹿児島市	602,735	140,170	72,525	2,575	215,270	635.4	328.8	11.7	975.8
44	42202	長崎県	佐世保市	249,996	44,150	41,482	3,869	89,501	482.5	453.4	42.3	978.2
45	23211	愛知県	豊田市	426,142	97,908	54,207	3,971	156,086	627.7	347.6	25.5	1000.8
46	05201	秋田県	秋田市	307,919	68,057	41,796	3,241	113,094	603.9	370.9	28.8	1003.5
47	31201	鳥取県	鳥取市	187,140	33,192	33,381	2,312	68,885	484.6	487.4	33.8	1005.7
48	07204	福島県	いわき市	340,205	82,772	37,136	6,602	126,510	664.8	298.2	53.0	1016.0
49	03201	岩手県	盛岡市	288,618	61,524	41,445	5,241	108,210	582.4	392.3	49.6	1024.4
50	39201	高知県	高知市	328,040	79,954	43,152	0	123,106	665.9	359.4	0.0	1025.3
51	20202	長野県	松本市	238,835	46,460	41,698	1,688	89,846	531.5	477.0	19.3	1027.8
52	35201	山口県	下関市	261,403	54,340	40,461	3,778	98,579	568.0	422.9	39.5	1030.4
53	27227	大阪府	東大阪市	487,772	98,411	76,852	9,995	185,258	551.2	430.5	56.0	1037.7
54	02201	青森県	青森市	281,667	64,592	37,680	4,740	107,012	626.6	365.5	46.0	1038.0
55	32201	島根県	松江市	202,159	50,163	27,210	0	77,373	678.0	367.8	0.0	1045.7
56	16201	富山県	富山市	416,175	96,699	53,323	11,800	161,822	634.8	350.1	77.5	1062.4
57	33202	岡山県	倉敷市	482,308	101,806	74,687	11,171	187,664	576.7	423.1	63.3	1063.1
58	19201	山梨県	甲府市	187,913	44,730	23,975	4,515	73,220	650.4	348.6	65.6	1064.6
59	07201	福島県	福島市	277,516	80,786	30,926	2,082	113,794	795.4	304.5	20.5	1120.3
60	07203	福島県	郡山市	323,204	83,533	51,247	4,415	139,195	706.2	433.2	37.3	1176.7
61	08201	茨城県	水戸市	271,810	74,027	40,874	3,292	118,193	744.1	410.9	33.1	1188.1
62	01202	北海道	函館市	256,178	60,181	44,565	7,210	111,956	641.9	475.3	76.9	1194.1

令和3年4月1日（2021.04.01）現在、中核市の指定を受けている自治体を対象とした。

資料）「一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）」に基づき作成。

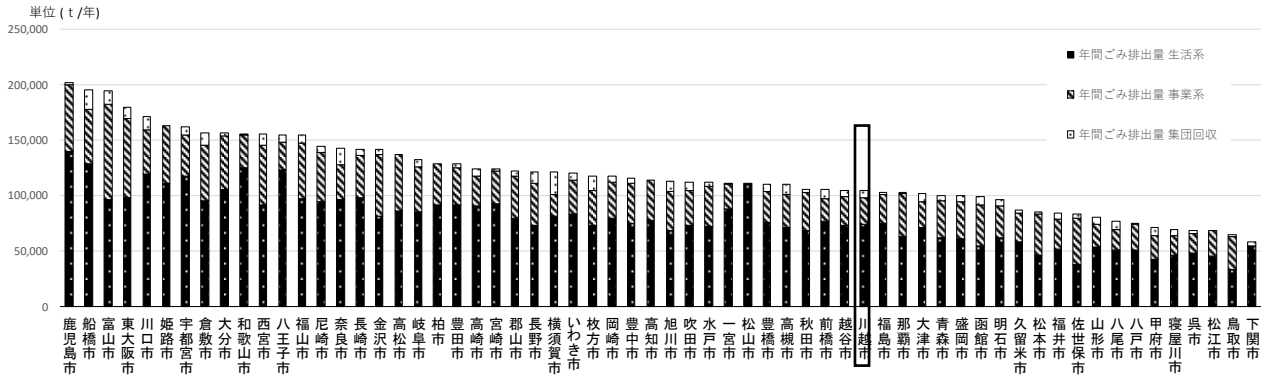


図 2-17 各中核市におけるごみ排出量の比較結果（令和元年度実績）

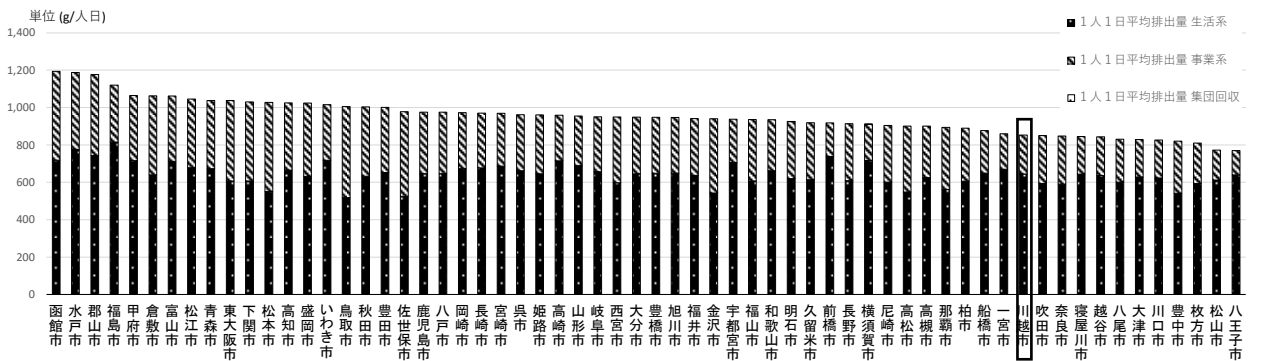


図 2-18 各中核市における1人1日当たりごみ排出量の比較結果（令和元年度実績）

資料）環境省「一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度版）」

ごみ処理状況の比較分析にあたっては、表 2-22 及び図 2-19 に示すとおり、中核市における平均値を 100 として本市の状況を指数化し、レーダーチャート図（指数は、値が大きいほど良好な状況を示しており、図の五角形が大きいほど優れた状況にある）で整理しました。

中核市との比較結果を見ると、本市がこれまで実施してきたごみ減量化施策や、焼却灰等の資源化等の効果によって、「1人1日当たりごみ排出量」「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」は中核市平均値に比べ高い評価となっていますが、最終処分量を低減するために資源化に掛かる費用が増大していることから、「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は中核市平均と比較して低い評価となっています。

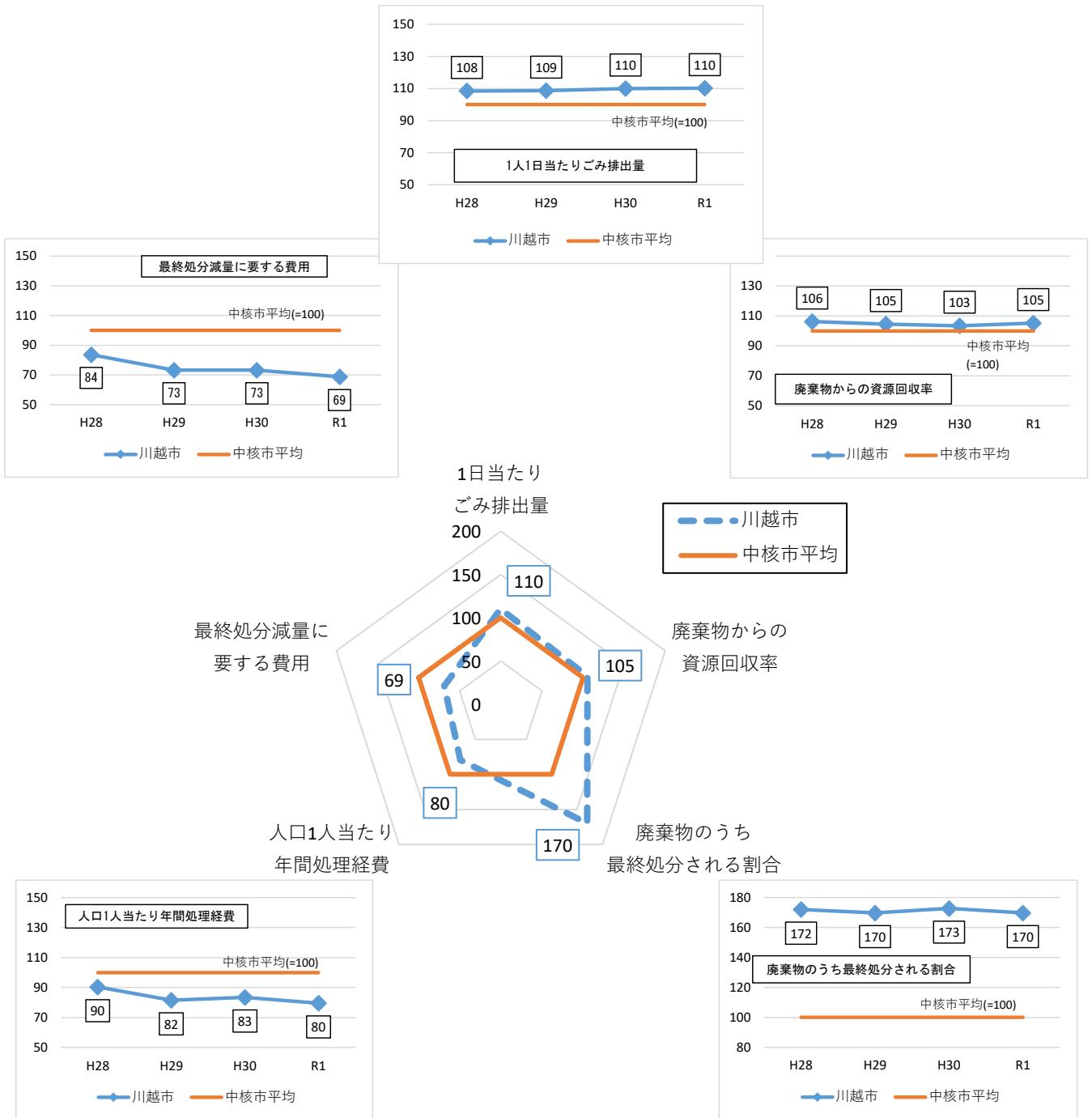


図 2-19 中核市との比較

表 2-22 中核市との比較 (令和元年度実績)

区分	評価項目	1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	廃棄物からの資源回収率 (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
川越市		853	18.2	2.7	13,132	42,588
中核市	平均	949	17.3	8.9	10,895	32,444
	最大	1,194	46.0	21.4	27,875	69,386
	最小	770	6.8	0	6,456	17,676

(6) ごみ処理の課題

本市におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

【課題1 発生・排出抑制の課題】

本市のごみ排出量は、年々減少傾向で推移しています。(令和元年度、災害に伴う災害廃棄物の発生の影響有) 市民1人1日当たりのごみ排出量は、国より少なく、埼玉県と近似しています。

品目ごとのごみ排出量で見ると、不燃ごみ、ペットボトルが微増しています。また、家庭系ごみの直接搬入も年々増えております。今後、それらの動向に留意する必要があります。

発生抑制を推進するため、現在、実施している施策の周知徹底、啓発や指導を継続、拡充し、市民意識の向上を図るとともに、より一層の減量化、資源化に取り組む必要があります。

SDGs(持続可能な開発目標)の目標達成を踏まえ、食品ロス及びプラスチックごみの削減に取り組んでいく必要があります。

【課題2 資源化の課題】

令和元年度の本市のリサイクル率は、約23.6%となっており、国(19.6%)を上回っていますが、埼玉県(23.7%)をわずかに下回っています。

資源化を強く推進している自治体にはリサイクル率が30%を超えているところもあり、今後、資源物の収集頻度の増加や回収拠点の整備による排出機会の拡充について、引き続き検討していく必要があります。

資源化センター熱回収施設で発生する溶融スラグについては、JIS規格に準じて品質確認等を行いながら、建設資材としてアスファルト合材へ利用しており、さらに平成23年度からセメント原料再資源化を開始しました。

溶融スラグの資源物としての利用を安定的に確保させていくためには、需給バランスの調整機能が重要となっています。このため、溶融スラグをストックするスペースの確保や、アスファルト合材以外の利用先開拓など利用促進の更なる取り組みが必要になります。

【課題3 事業系ごみの課題】

事業活動に伴い発生する事業系ごみは、事業者の責任において処理することが原則です。本市のごみ排出量のうち事業系ごみが占める割合は、24.5%(令和元年度)となっています。

今後も事業系ごみの排出状況を確認しながら、引き続き排出抑制及び資源化対策を実施していくことが必要になります。

小規模事業者が排出する事業系ごみの一部において、家庭系ごみに混入して排出されていることが考えられることから、小規模事業者における適正排出を啓発・指導していく必要があります。

【課題4 収集・運搬の課題】

粗大ごみの戸別収集では、平成15年5月から高齢者・身体障害者世帯等で粗大ごみを軒下まで運び出せない世帯を対象として、屋内に入り、粗大ごみを搬出・収集する大型ごみ搬出支援事業を実施しています。

平成16年10月から、主に高齢者・身体障害者のうち、自分でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得られない方を対象として、自宅に直接出向いてごみの収集を行う「ふれあい収集」を実施しています。

高齢人口の増加が著しくなっており、今後、収集体制を見直し、効率化を進めていくことが必要となります。

【課題5 中間処理の課題】

本市の中間処理は、東清掃センターと資源化センターの2施設で行っております。昭和61年度に稼働した東清掃センターは施設の延命化を目的に令和元年度から3箇年の計画で、大規模改修工事を実施しました。

資源化センターは、平成22年4月から稼働しましたが、本市で初めてガス化溶融方式を採用した設備であり、今後安定した処理を継続するためには施設の維持管理が重要になります。

【課題6 最終処分の課題】

令和2年3月末の小畔の里クリーンセンターの残容積率は11.4%（残容量24,226 m³）です。本市は市街化が進んでいることや、地理的に平坦であることから、今後新たな大容量処分場の確保は困難であると考えられ、小畔の里クリーンセンターを延命し使用する必要があります。現在、小畔の里クリーンセンターで埋立処理をしているものは、資源化センターから発生する焼却残渣となっています。

可能な限り資源化等を実施することで最終処分量の削減を図るとともに、適正な維持管理を行うため老朽化が進む浸出水処理施設の整備を行う必要があります。

【課題7 温室効果ガスの排出削減に関する課題】

本市の廃棄物処理事業における温室効果ガス排出量は、本計画開始年度である平成28年度と比較し増加傾向にあることから、地球温暖化問題の現状を踏まえ、削減に取り組んでいく必要があります。

3R（廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の再使用、循環資源の再生利用）の推進等を実施するとともに、資源化センター熱回収施設では焼却で得られるエネルギーを効率的に利用することにより、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出削減に努める必要があります。

(7) 市民意識

①市民意識調査

平成 30 年度の市民意識調査における環境に関する設問の中で、資源ごみの収集回数については「適当」と回答した方が 69.0%を占め、次に「少ない」と回答した方が 24.6%となっています。また、収集回数を増やしたい品目としては「その他プラスチック製容器包装」が 42.8%、次いで「ペットボトル」が 36.2%、「紙類」が 29.0%となっています。

(川越市市民意識調査)

実施日：平成 30 年 10 月、調査対象者：3,000 人、有効回答数：1,556 票、回収率：51.9%)

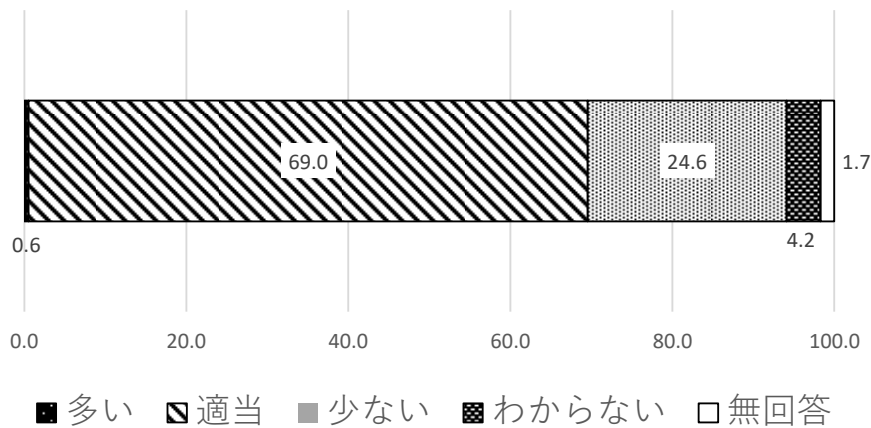


図 2-20 資源ごみの収集回数について

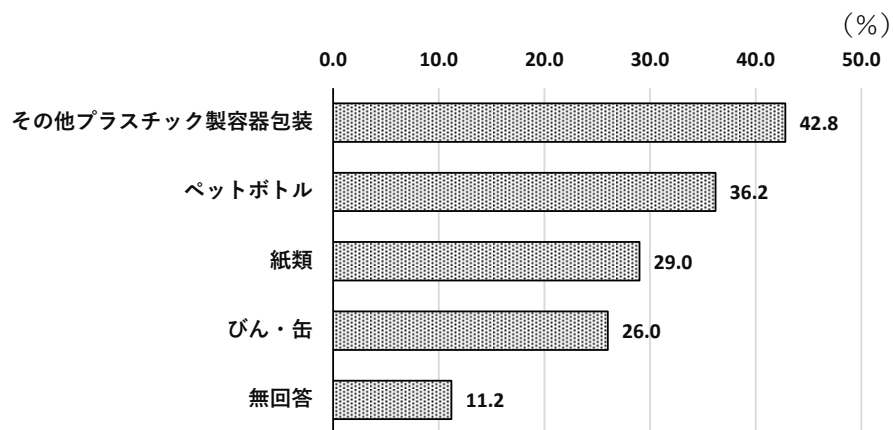


図 2-21 収集回数を増やしたい品目

②紙類・布類収集拡充モデル事業アンケート調査

「紙類・布類収集拡充モデル事業」（紙類 1 回/月→2 回/月、布類拠点回収 2 回/年→1 回/4 週）において、対象地区の市民にアンケート調査を実施しました。

紙類・布類の収集回数が増えたことにたいしては、73%の方が大変よかった又は、よかったと回答しており、その理由として、家の中に紙類、布類をためないで済んだと回答した方が 86.3%、可燃ごみを減らすことができたと回答した方が 51.9%、資源物の回収に貢献でき、ごみの減量を意識することができたという回答した方が 45.6%、となっています。

なお、平成 31 年 4 月より「布類」は市内全域で 1 回/4 週の頻度でステーション方式での収集を行っています。

（紙類・布類収集拡充モデル事業アンケート調査）

実施日：平成 30 年 8 月、調査対象者：500 人、有効回答数：219 票、回収率 43.8%

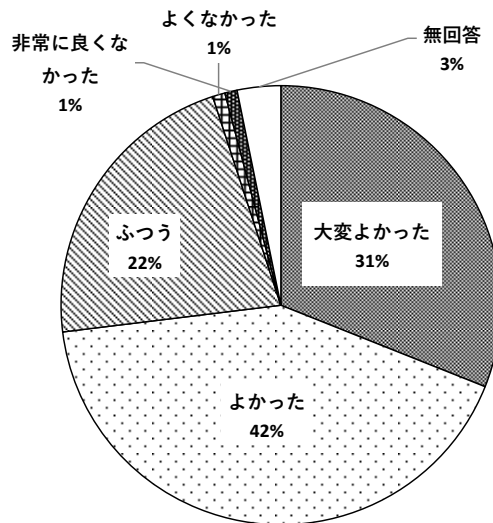


図 2-22 モデル事業の実施により収集回数が増えたことについて

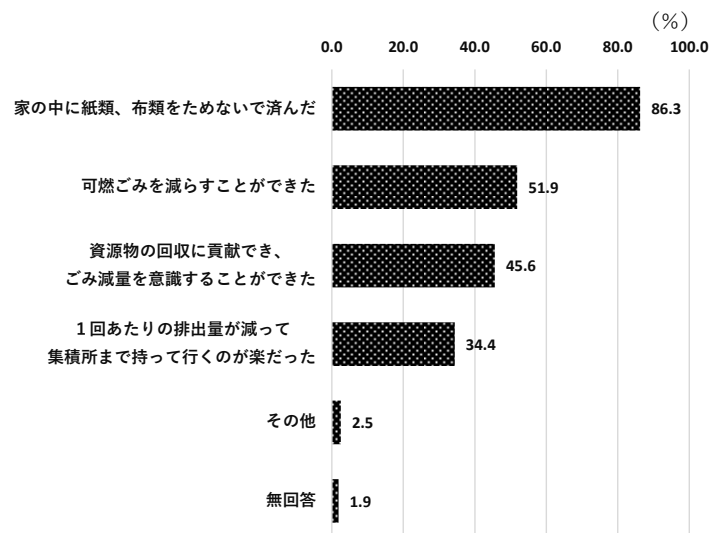


図 2-23 よかった理由

2-4 ごみ処理行政の動向

(1) 国・埼玉県の廃棄物行政の推移

国・埼玉県の廃棄物行政の推移として、リサイクル関連法施行の経過について表 2-23 に、廃棄物処理・資源化に関する国・埼玉県の方針・計画等の経過について表 2-24 に、それぞれ整理しました。

表 2-23 リサイクル関連法施行の経過

年月	関連法
平成 6 年 8 月	環境基本法完全施行（環境全般）
平成 9 年 4 月	容器包装リサイクル法一部施行（ガラスびん・ペットボトル）
平成 12 年 4 月	容器包装リサイクル法完全施行
平成 13 年 1 月	循環型社会形成推進基本法完全施行（循環型社会形成）
平成 13 年 4 月	家電リサイクル法完全施行（家電品）
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）
平成 13 年 5 月	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）
平成 14 年 5 月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）
平成 17 年 1 月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）
平成 25 年 4 月	小型家電リサイクル法完全施行（使用済小型電子機器等）
令和元年 10 月	食品ロス削減推進法完全施行（食品廃棄物）
令和 3 年 6 月	プラスチック資源循環促進法公布（プラスチック製品廃棄物）

表 2-24 廃棄物処理・資源化に関する国・埼玉県の方針・計画等の経過

年月	関連する方針・計画
昭和 48 年 10 月	第 1 次埼玉県廃棄物処理基本計画策定（埼玉県）
平成 13 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成 15 年 3 月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成 17 年 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成 17 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）改正
平成 18 年 3 月	第 6 次埼玉県廃棄物処理基本計画策定（埼玉県）
平成 20 年 3 月	循環型社会形成推進基本計画改定（第二次）（国）
平成 20 年 3 月	埼玉県ごみ処理広域化計画（第二次）（埼玉県）
平成 20 年 6 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針」（ごみ処理基本計画策定指針）
平成 22 年 12 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）改正
平成 28 年 1 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）変更
平成 28 年 9 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針」（ごみ処理基本計画策定指針）の改定
平成 30 年 6 月	循環型社会形成推進基本計画改定（第四次）（国）
令和 3 年 3 月	第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）

(2) 国・埼玉県の数値目標との比較

国は、平成 28 年 1 月には廃棄物処理法に基づく基本方針を変更し、平成 30 年 6 月に循環型社会形成推進基本法に基づき、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量に関する目標値を設定しています。また、埼玉県では、令和 3 年 3 月に第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定しているところです。

国及び埼玉県のごみ減量目標と本市のごみ処理及び資源化の実績は表 2-25 に示すとおりで、廃棄物処理法の基本方針で定めている削減割合及び第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画の目標について、2 項目は概ね達成可能ではありますが、その他の 4 項目は達成が難しい状況にあります。

これらの上位計画の数値目標及び本市のごみの減量・資源化施策の取り組みを踏まえつつ、将来の数値目標を設定していきます。

表 2-25 国・埼玉県の数値目標との比較

国・県			本市						
指標	単位	目標に関する基本事項			実績値			達成状況 (令和元年度実績)	
		基準 年度	目標 年度	目標内容	平成 24年度	平成 30年度	令和 元年度		
廃棄物処理法 基本方針 (平成28年1月)	ごみ排出量	t/年	平成 24 年度	令和 2 年度	約12%削減	114,211 (12%減、100,506)	110,125	111,253	△
第四次 循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月)	1人1日あたりごみ排出量	g/人日	—	令和 7 年度	850	904	855	860	○
	1人1日あたり家庭系ごみ 排出量	g/人日			440	519	500	504	△
第9次 埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)	リサイクル率(資源化率)	%	平成 30 年度	令和 7 年度	33.6	22.4	22.8	23.6	△
	1人1日あたり最終処分量	g/人日			28	25	21	23	○
	事業系ごみの排出量	t			451,000 (約16%削減)	26,799	27,667 (16%減 23,240)	27,846	△

※達成状況の凡例 ○：達成見込み △：達成が難しい(達成できなかった)

2-5 ごみ処理の基本的な考え方

(1) ごみ処理の目標

廃棄物問題では、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。

そのためには、市民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢に深く関係する問題として捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の構築が求められています。

そこで、基本目標を以下のように設定します。

< 基本目標 >

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまち川越を実現します

～ 循環型社会の構築 ～

本市では、これまでごみの減量・資源化を推進してきたこともあり、大量生産・大量廃棄型のライフスタイルは徐々に改善されています。

しかしながら、リサイクルを推進するほど、それにかかる経費が増大するという一面もあることから、これまで以上にごみを出さないライフスタイルを促進していくことが重要です。

本市は、人口35万人の中核市であるとともに、蔵造りの町並みや川越まつりなどの多くの素晴らしい歴史的文化を有し、1年を通して多くの観光客が訪れる観光のまちでもあります。

基本目標は、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を果たすことにより、一体となつてごみの減量・資源化に努め、一人ひとりが手を携えて美しいまち川越を実現し、循環型社会の構築を推進していこうとすることを表しています。

(2) ごみ処理の基本方針

基本目標を達成するため、取組の柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1: 市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進

対応する課題: 課題1 課題2 課題3 課題7

ごみが出ない環境の定着に向け、市民及び事業者はそれぞれの責任と役割を自覚し、市民一人ひとりの生活や各事業者の活動について、ごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促進し、ごみの排出量を可能な限り減量化します。市は市民・事業者の取り組みを促すための対策を実施するなど三者の協働による取り組みを推進していきます。

また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の中には「廃棄物の発生を減らす」「食品ロスを減らす」という廃棄物問題に深く関連したターゲットも含まれており、食品ロス削減やプラスチックごみ削減のための施策を推進します。なお、家庭系ごみ有料化については、社会・経済情勢等を踏まえながら推進します。

方針2: 環境負荷の少ない適正処理の実施

対応する課題: 課題4 課題5 課題6 課題7

循環型社会を構築するためには、リサイクルのための分別収集や中間処理における選別など一定の費用や労力が必要となることから、市民・事業者に対して、ごみの分別の徹底を求めるとともに、収集運搬及び適正なごみ処理を効率的・経済的に実施することにより、ごみ処理体制の安定性を確保するものとします。

また、資源化センターにおいては、今後の安定したごみ処理継続のために、施設の維持管理が重要になるとともに、小畔の里クリーンセンターにおいては、適切な最終処分や延命化を図るため、老朽化した既存施設の適正な維持管理や計画的な改修を実施する必要があります。

(3) ごみ処理の数値目標

本計画は令和4年度から10年間の計画であることから、令和13年度を計画最終年度として、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、5年目の令和8年度を中間目標年度とし、令和13年度を最終目標年度としてそれぞれ数値目標を設定し、計画を推進していくこととします。

数値目標については、ごみ排出量の推計値を下回ることを基本とし、上位計画である環境基本計画等の数値目標との整合性も図ることとします。

ごみ年間排出量については、中間年度106,597t、最終年度106,421tとします。

1人1日当たりのごみ排出量については、中間年度821g、最終年度818gとします。

家庭系1人1日当たりのごみ排出量については、中間年度482g、最終年度466gとします。

リサイクル率については、最終年度は川越市総合計画の目標値でもある35%を目指しますが、中間年度は過去10年間の最も高い実績値24.8%（平成24年度）とします。

最終処分量については、最終年度は川越市環境基本計画の目標値でもある1,000t以下を目指しますが、中間年度は過去10年間の最も少ない実績値2,671t（平成30年度）以下とします。

また、事業系ごみ排出量は参考となりますが、現状のまま推移した場合は、中間年度28,992t、最終年度29,335tとなります。

なお、本計画の進捗状況を確認するための基準年度は、コロナ禍の影響を受けていない平成30年度の実績値とします。

表 2-26 ごみ処理の目標

区分	基準年度 平成30年度	実績値 令和元年度	中間目標年度 令和8年度	計画最終年度 令和13年度
ごみ年間排出量※ ¹	110,125 t (100)	111,253 t (101)	106,597 t (96.8)	106,421 t (96.6)
1人1日当たりのごみ排出量※ ²	855g/人日	860g/人日 (0.6%増)	821g/人日以下 (4.0%減)	818g/人日以下 (4.3%減)
資源回収を除く 家庭系1人1日当たりの排出量	500g/人日	504g/人日 (0.1%増)	482g/人日以下 (3.4%減)	466g/人日以下 (6.8%減)
リサイクル率 (資源化率) ※ ³	22.8%	23.6%	24.8%	35.0%
最終処分量	2,671 t	2,925 t	2,671 t 以下	1,000 t 以下
【参考】 事業系ごみ排出量 (推計値)	27,667 t	27,846 t	28,992 t	29,335 t

※1：()内は基準年度比（平成30年度を100とする）を示します。

※2：1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ年間排出量÷人口÷年間日数
()内は基準年度に対する増減率を示します。

※3：リサイクル率（資源化率）＝年間資源化量÷ごみ年間排出量×100

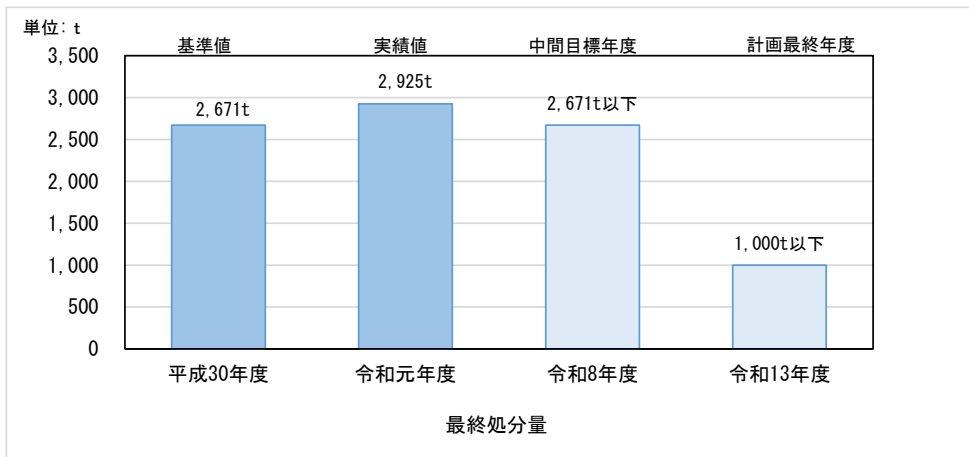
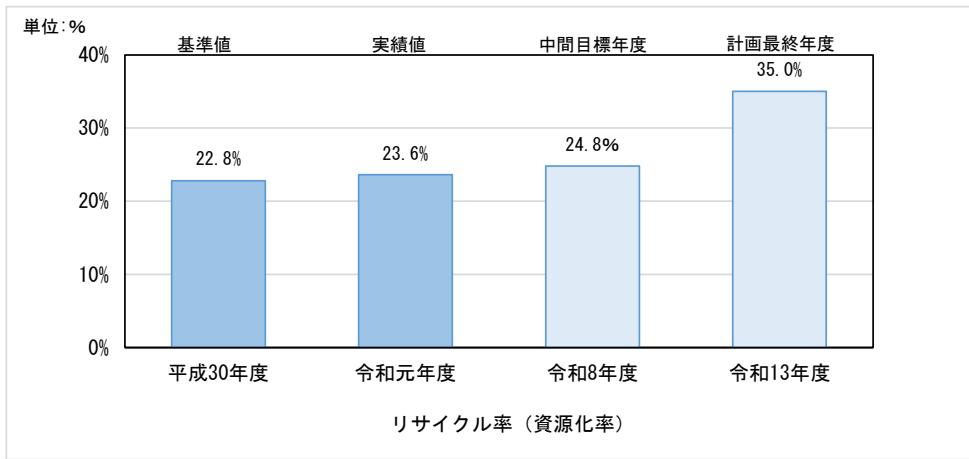
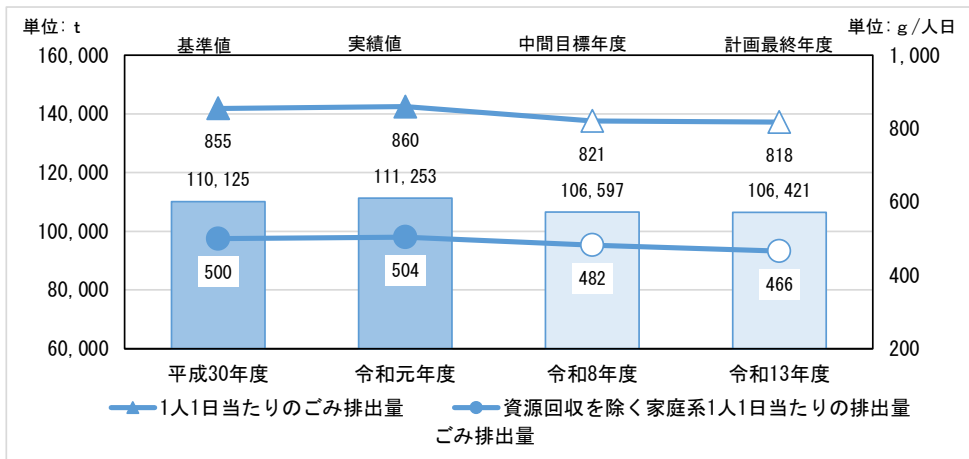


図 2-24 ごみ処理の目標

(4) 市民、事業者、行政の役割

基本方針を推進していくため、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たすと共に、それぞれの特性を活かしながら、協働して循環型社会を作り上げていく必要があります。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。また、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを促進していくことが求められます。

市民や住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動への参加、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートやリサイクルシステムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知したり、過剰包装の抑制や店頭回収を実施したりするなど、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みを作っていくことが必要となります。

行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化していきます。

また、ごみの発生抑制・資源化を推進していくため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、状況に応じた分別区分や収集体制の見直し及び新たな施策を取り入れていくとともに、既存の中間処理施設や最終処分場の施設整備と適正な管理・運営を実施していくことが重要です。

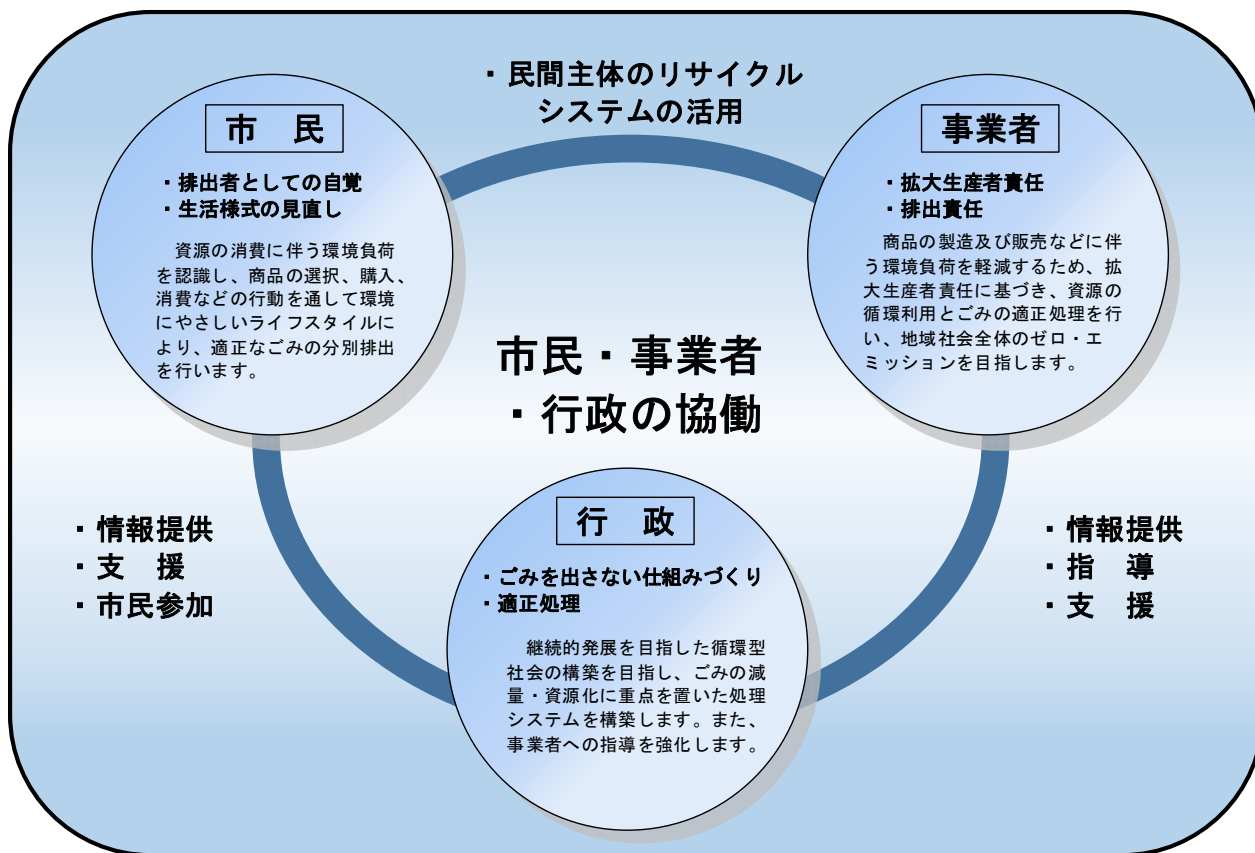


図 2-25 市民・事業者・行政の役割

2-6 計画収集人口の予測

本市の将来人口（計画収集人口）は、第四次総合計画によると、人口の伸び率は落ち着きを見せながらも、微増で推移しますが、令和10年の355,924人をピークに減少に転じ令和16年には354,314人になると予測されています。目標年度の令和13年度では355,603人と、令和2年度実績の353,301人から2,302人の増加が見込まれています。

表 2-27 将来人口（計画収集人口）の実績と予測結果

年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020
実績人口（人）	350,047	351,432	352,393	352,990	353,371	353,301

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
推計人口（人）	353,740	354,179	354,618	355,057	355,494	355,637	355,780	355,924	355,817	355,710	355,603

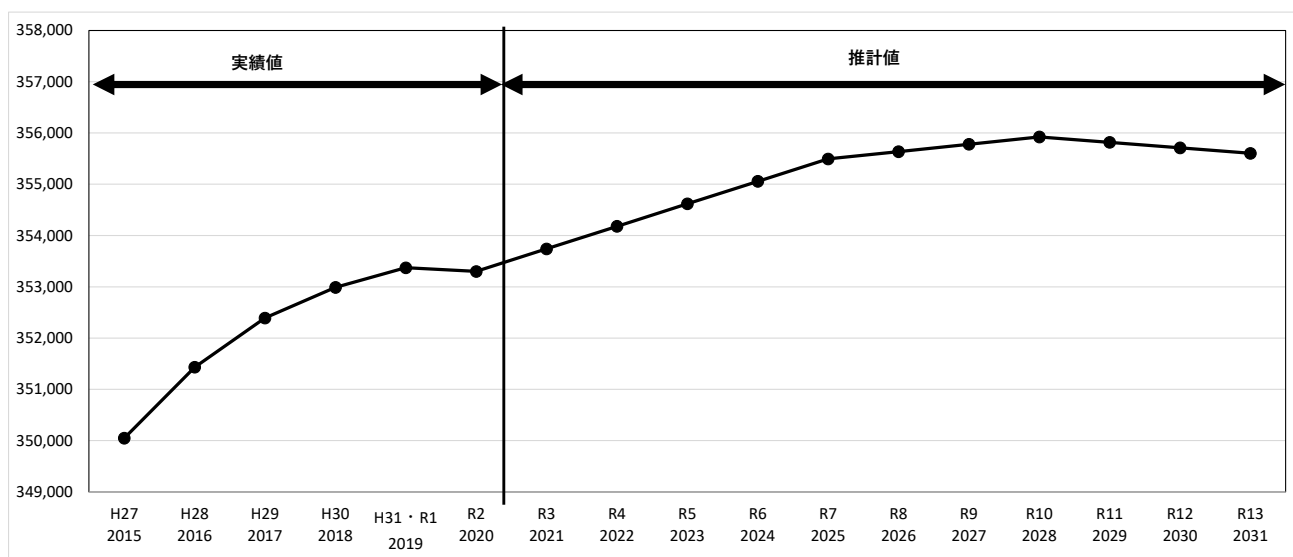


図 2-26 将来人口（計画収集人口）の予測結果の推移

2-7 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ排出量の予測結果

人口及びごみ排出量の実績値から、将来ごみ量を予測すると以下のようになります。

表 2-28 将来ごみ排出量の予測結果（年間排出量）

項目		単位	実績値		予測値			
			H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020	R8 2026	R13 2031	
年間日数		日	365	366	365	365	366	
人口等	A 行政区域内人口(毎年10月1日現在)	人	352,990	353,371	353,301	355,637	355,603	
	B 計画収集人口	人	352,990	353,371	353,301	355,637	355,603	
	C 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
排出量	家庭	D 家庭系ごみ年間排出量	t/年	76,329	77,697	76,173	74,030	73,833
		ア 家庭系ごみ収集量	t/年	73,364	74,241	72,835	69,721	68,719
		(1)可燃ごみ	t/年	58,113	58,343	57,502	55,241	54,663
		(2)不燃ごみ・有害ごみ	t/年	3,051	3,128	2,886	2,883	2,878
		2-1 不燃ごみ	t/年	2,955	3,042	2,800	2,808	2,809
		2-2 乾電池	t/年	85	77	78	72	68
		2-3 蛍光管	t/年	11	9	8	4	2
		(3)粗大ごみ	t/年	255	245	242	242	242
		(4)びん・かん	t/年	2,983	2,946	2,855	2,365	2,213
		(5)ペットボトル	t/年	1,249	1,261	1,256	1,347	1,425
	(6)その他プラスチック製容器包装	t/年	4,015	4,081	4,023	3,985	3,958	
	(7)紙類	t/年	3,522	3,679	3,515	3,097	2,779	
	(8)布類	t/年	176	557	555	559	560	
	(9)小型家電(拠点回収)	t/年	1	0	1	1	1	
	イ 家庭系ごみ直接搬入量	t/年	2,965	3,456	3,337	4,310	5,114	
	(1)可燃ごみ	t/年	2,178	2,488	2,406	3,145	3,757	
	(2)不燃ごみ・有害ごみ	t/年	788	968	931	1,164	1,356	
	事業系	E 事業系ごみ年間搬入量	t/年	27,667	27,846	28,413	28,992	29,335
		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量	t/年	24,310	23,484	24,676	25,178	25,476
		(1)可燃ごみ	t/年	24,277	23,443	24,676	25,178	25,476
(2)不燃ごみ・有害ごみ		t/年	33	41	0	0	0	
(3)資源ごみ		t/年	0	0	0	0	0	
a)びん・かん		t/年	0	0	0	0	0	
b)ペットボトル		t/年	0	0	0	0	0	
エ 事業系ごみ直接搬入量		t/年	1,565	2,280	1,869	1,907	1,929	
(1)可燃ごみ		t/年	1,540	2,221	1,869	1,907	1,929	
(2)不燃ごみ・有害ごみ		t/年	25	59	0	0	0	
オ その他直営定時外搬入量	t/年	621	909	707	722	730		
(1)可燃ごみ	t/年	592	815	707	722	730		
(2)不燃ごみ・有害ごみ	t/年	29	94	0	0	0		
(3)資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0		
a)びん	t/年	0	0	0	0	0		
b)かん	t/年	0	0	0	0	0		
c)ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0		
カ 脱水污泥搬入量	t/年	1,171	1,173	1,162	1,185	1,199		
集団回収量	F 集団回収量	t/年	6,129	5,710	5,332	3,575	3,254	
	(1)紙類	t/年	5,848	5,416	5,057	3,391	3,092	
	(2)布類	t/年	183	177	165	111	96	
	(3)びん類	t/年	8	7	6	4	4	
	(4)金属類	t/年	91	111	104	69	61	
計	G ごみ年間排出量	t/年	110,125	111,253	109,918	106,597	106,421	

表 2-29 将来ごみ排出量の予測結果（1人1日当たりごみ排出量）

項目		単位	実績値		予測値			
			H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020	R8 2026	R13 2031	
年間日数		日	365	366	365	365	366	
人口等	A 行政区域内人口(毎年10月1日現在)	人	352,990	353,371	353,301	355,637	355,603	
	B 計画収集人口	人	352,990	353,371	353,301	355,637	355,603	
	C 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
排出量	家庭	D 家庭系ごみ年間排出量	g/人日	592.43	600.74	590.69	570.31	567.29
		ア 家庭系ごみ収集量	g/人日	569.41	574.03	564.81	537.11	528.00
		(1)可燃ごみ	g/人日	451.05	451.11	445.91	425.56	420
		(2)不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	23.68	24.18	22.38	22.21	22.11
		2-1 不燃ごみ	g/人日	22.94	23.52	21.71	21.63	21.58
		2-2 乾電池	g/人日	0.66	0.60	0.60	0.55	0.52
		2-3 蛍光管	g/人日	0.09	0.07	0.06	0.03	0.01
		(3)粗大ごみ	g/人日	1.98	1.90	1.88	1.87	1.86
		(4)びん・かん	g/人日	23.15	22.78	22.14	18.22	17.00
		(5)ペットボトル	g/人日	9.70	9.75	9.74	10.38	10.95
	(6)その他プラスチック製容器包装	g/人日	31.16	31.55	31.20	30.70	30.41	
	(7)紙類	g/人日	27.33	28.45	27.26	23.86	21.35	
	(8)布類(拠点回収→集積所回収)	g/人日	1.36	4.31	4.31	4.31	4.31	
	(9)小型家電(拠点回収)	g/人日	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	
	イ 家庭系ごみ直接搬入量	g/人日	23.02	26.72	25.88	33.20	39.29	
	(1)可燃ごみ	g/人日	16.90	19.23	18.66	24.23	28.87	
	(2)不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	6.11	7.49	7.22	8.97	10.42	
	事業系	E 事業系ごみ年間搬入量	g/人日	272.27	215.30	220.33	223.35	225.39
		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量	g/人日	221.42	181.58	191.35	193.97	195.74
		(1)可燃ごみ	g/人日	188.43	181.26	191.35	193.97	195.74
(2)不燃ごみ・有害ごみ		g/人日	32.99	0.32	0.00	0.00	0.00	
(3)資源ごみ		g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
a)びん・かん		g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
b)ペットボトル		g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00	
エ 事業系ごみ直接搬入量		g/人日	36.94	17.63	14.49	14.69	14.82	
(1)可燃ごみ		g/人日	11.95	17.18	14.49	14.69	14.82	
(2)不燃ごみ・有害ごみ		g/人日	24.99	0.46	0.00	0.00	0.00	
オ その他直営定時外搬入量	g/人日	4.82	7.02	5.48	5.56	5.61		
(1)可燃ごみ	g/人日	4.60	6.30	5.48	5.56	5.61		
(2)不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.22	0.72	0.00	0.00	0.00		
(3)資源ごみ	g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00		
a)びん	g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00		
b)かん	g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00		
c)ペットボトル	g/人日	0	0.00	0.00	0.00	0.00		
カ 脱水污泥搬入量	g/人日	9.09	9.07	9.01	9.13	9.21		
集団回収量	F 集団回収量	g/人日	47.57	44.15	41.35	27.54	25.00	
	(1)紙類	g/人日	45.39	41.88	39.22	26.12	23.76	
	(2)布類	g/人日	1.42	1.36	1.28	0.85	0.74	
	(3)びん類	g/人日	0.06	0.05	0.05	0.03	0.03	
	(4)金属類	g/人日	0.71	0.86	0.80	0.54	0.47	
計	G ごみ年間排出量	g/人日	912.27	860.20	852.38	821.19	817.68	

将来のごみ発生量及び処理量は、最終目標年度である令和13年度まで現行の施策を反映し、推移することを見込んだ結果です。

ごみ年間排出量は令和元年度以降、減少傾向を示す結果となっています。最終目標年度の令和13年度のごみ年間排出量は、106,421t/年が見込まれ、平成30年度実績から3,704tの削減が見込まれます。

(2) ごみ処理量の予測結果

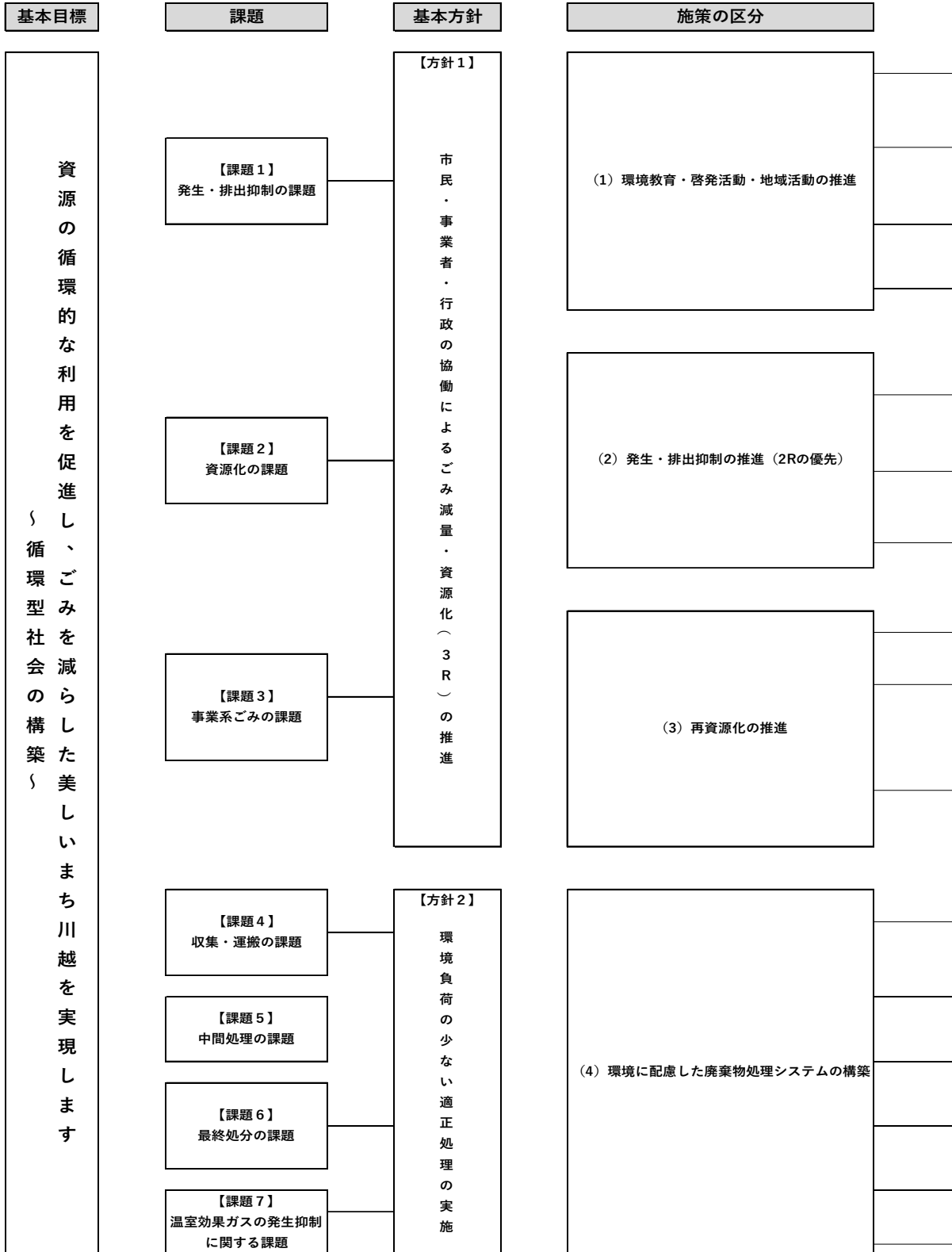
人口及びごみ処理量の実績値から、将来ごみ処理量と資源化量の内訳を予測すると以下のように
なります。

表 2-30 将来ごみ処理量の予測結果

項目	単位	実績値		予測値		
		H30 2018	H31・R1 2019	R2 2020	R8 2026	R13 2031
H 中間処理量(=I+K+L+M+O+P)	t/年	104,567	107,079	105,023	103,807	104,304
I 焼却・溶融処理量(資源化センター)	t/年	73,743	69,773	73,337	72,530	72,854
(1)直接焼却量	t/年	70,057	65,945	69,567	68,823	69,121
(2)可燃性破砕残さ等	t/年	3,686	3,828	3,770	3,707	3,733
J 焼却残さ等	t/年	7,269	7,593	7,635	7,551	7,585
(1)スラグ	t/年	3,419	3,483	3,540	3,501	3,517
(2)飛灰	t/年	2,498	2,571	2,626	2,597	2,608
(3)鉄・アルミ回収量	t/年	311	337	319	315	317
鉄	t/年	272	286	275	272	273
アルミ	t/年	40	51	44	44	44
(4)処理不適正物	t/年	1,041	1,203	1,150	1,138	1,143
K 選別・破砕処理量(リサイクル施設)	t/年	8,921	9,140	8,947	8,796	8,858
L せん定枝等処理量(草木類資源化施設)	t/年	331	260	307	313	317
M 焼却処理量(東清掃センター)	t/年	17,966	24,140	19,086	18,879	18,962
(1)直接焼却量	t/年	17,267	23,245	18,446	18,249	18,327
(2)可燃性破砕残さ等	t/年	699	895	641	630	634
N 焼却残さ等	t/年	2,085	2,807	2,242	2,218	2,228
(1)焼却灰	t/年	1,629	2,248	1,764	1,745	1,752
(2)ばいじん	t/年	456	559	478	473	475
(3)スラグ化量	t/年		0	-	0	0
O 選別・破砕処理量(東清掃センター)	t/年	3,606	3,766	3,346	3,290	3,313
P その他プラスチック製容器包装処理量(委託)	t/年		0	-	0	0
Q 総資源化量	t/年	25,131	28,265	24,693	22,004	21,302
(1)廃乾電池類	t/年	85	77	79	84	88
(2)廃蛍光管類	t/年	11	9	13	13	14
(3)処理困難物	t/年	3	5	4	4	4
(4)焼却灰等資源化	t/年	5,946	7,137	6,633	6,560	6,589
(5)びん	t/年	1,278	2,523	1,199	994	930
(6)その他プラスチック製容器包装	t/年	4,124	4,156	3,281	3,249	3,227
(7)ペットボトル	t/年	853	774	866	929	982
(8)鉄類	t/年	1,628	1,795	1,534	1,315	1,249
資源回収分	t/年	1,356	1,508	1,259	1,043	976
熱回収分	t/年	272	286	275	272	273
(9)非鉄金属(アルミ等)	t/年	623	680	576	484	456
資源回収分	t/年	583	629	532	441	412
熱回収分	t/年	40	51	44	44	44
その他	t/年		0	0	0	0
(10)廃家電類	t/年	73	128	76	77	77
(11)紙類	t/年	3,672	3,862	3,675	3,255	2,937
(12)布類回収量	t/年	176	557	555	559	560
(13)再生家具販売量	t/年	23	18	25	25	25
(14)家電4品目	t/年	5	19	11	11	11
(15)草木類資源化	t/年	319	412	345	352	356
(16)廃プラ資源化	t/年		0	0	0	0
(17)小型家電	t/年	609	403	490	519	543
(18)集団回収量	t/年	6,129	5,710	5,332	3,575	3,254
R 資源化率	%	22.80	23.60	22.46	20.64	20.02
S 最終処分量	t/年	2,671	2,926	2,925	2,898	2,916
(1)焼却残さ	t/年	2,671	2,926	2,925	2,893	2,906
(2)破砕残さ	t/年	0	0	0	5	10
T 最終処分量	%	2.43	2.63	2.66	2.72	2.74

2-8 「循環型社会の構築」を目指すための施策体系

可能な限り資源の回収を行う「循環型社会の構築」を目指すため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみ発生・排出抑制をはじめとした各種施策に取り組むとともに、環境負荷の低減に配慮した施策を推進します。



施策の項目	取組みの項目	
①環境教育に関する施策	(ア)	エコチャレンジスクール認定事業
	(イ)	社会科副読本への掲載
②啓発活動に関する施策	(ア)	イベントや講座の開催
	(イ)	出前講座（リモート検討）
	(ウ)	事業者向け研修会（リモート検討）
③環境プラザ（つばさ館）の活用	(ア)	施設見学
	(イ)	イベント・リサイクル体験講座
④市民協働に関する施策	(ア)	かわごえ環境推進員
	(イ)	地域清掃活動（ごみゼロ運動、環境美化活動支援制度等）
①発生・排出抑制に関する施策	(ア)	マイバック、マイボトル利用等の促進
	(イ)	生ごみの減量推進
	(ウ)	食品ロスの削減
	(エ)	家庭系ごみ有料化の推進
②再使用に関する施策	(ア)	つばさ館でのリユース品頒布
③事業者の排出抑制	(ア)	多量排出事業者認定制度
	(イ)	事業系ごみ搬入検査
	(ウ)	事業系ごみ処理手数料の適正化
	(エ)	エコストア・エコオフィス認定の促進
①分別の徹底を推進する施策	(ア)	家庭ごみの分け方・出し方の発行
	(イ)	ごみ分別アプリの活用
②リサイクル活動を支援する施策	(ア)	集団回収事業（活性化の検討、制度の拡充、収集方式の検討）
③リサイクルの推進に関する施策	(ア)	資源物排出機会の拡充
	(イ)	プラスチック資源循環促進法への対応
	(ウ)	植木せん定枝類の再資源化の推進
	(エ)	使用済小型電子機器等の再資源化の推進
	(オ)	焼却灰等の再資源化の推進
①収集運搬に関する施策	(ア)	収集運搬事業の見直し（資源物排出機会の拡充）
	(イ)	ふれあい収集の充実
	(ウ)	戸別収集等の収集方法の検討（有料化と併せて）
②中間処理に関する施策	(ア)	中間処理施設の適正な維持管理
	(イ)	計画的な施設整備の推進
③最終処分に関する施策	(ア)	最終処分場の適正な維持管理
	(イ)	最終処分場の延命化（第二期計画の検討）
④地球温暖化防止に関する施策	(ア)	廃棄物処理施設での自然エネルギー発電
	(イ)	廃棄物処理施設でのごみ発電及び熱利用
⑤不法投棄対策に関する施策	(ア)	不法投棄対策
	(イ)	ごみのポイ捨て等の防止対策
⑥災害廃棄物の対応に関する施策	(ア)	災害時の廃棄物処理体制の充実

図 2-27 「循環型社会の構築」を目指すための施策体系図

< 重点的に取り組む施策 >

食品ロスの削減【(2)①(ウ)】

食品ロスの削減には、消費者、事業者などを問わず、食べ物を無駄にしない（「もったいない」）という意識の定着を図っていくことが重要な課題となっており、SDGsのターゲットにも掲げられております。

食品ロス削減推進法第11条による「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者及び事業者に対し、求められる役割や行動を実践することが増えるよう働きかけていきます。

プラスチックごみの削減等【(2)①(ア)】【(3)③(イ)】

プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が策定され、ワンウェイプラスチックの使用削減、分かりやすく効率的な分別回収・リサイクル、海洋プラスチック対策などの取組を推進していくとしております。

マイバック、マイボトルの利用等の促進により、プラスチックごみの発生を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づく分別収集による資源の有効活用を図っていきます。更には、プラスチック資源循環促進法の施行後の状況等を踏まえながら、分別区分の見直し等を検討していきます。

家庭系ごみ有料化の推進【(2)①(エ)】

ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。

また、その実施時期については、社会・経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえ検討していきます。

2-9 施策区分ごとの取組

ごみ処理の基本目標及び基本方針を推進していくため、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たすとともに、それぞれの特性を活かしながら、協働して循環型社会をつくり上げていく必要があります。

また、循環型社会の構築、食品ロスの削減、プラスチックごみ対策等は、持続可能な開発目標（SDGs）と関連性がありますので、目標達成に貢献できるよう取り組みを進めます。

施策の区分ごとの取り組み体系を以下に示します。

(1) 環境教育・啓発活動・地域活動の推進

循環型社会の構築に向けて、ごみの減量・資源化を実行する市民、地域のごみ問題や環境問題に取り組む市民団体、生産・流通・販売等の事業活動に携わる事業者、廃棄物行政を担う行政との間で、ごみに関する情報の共有化を図り、相互に理解することが重要です。

各主体の良好な関係を醸成するには、環境教育や啓発活動並びに地域活動を通じて、ごみの減量・資源化の様々な行動につながるような施策を展開することが重要であり、ごみ問題に対する意識を高め、各主体間の相互理解を深め、信頼関係を構築していくような取り組みを推進します。

表 2-31 環境教育・啓発活動・地域活動の推進における取り組みの体系

施策の区分	施策の項目	取組みの項目	
(1) 環境教育・啓発活動・地域活動の推進	①環境教育に関する施策	(ア)	エコチャレンジスクール認定事業
		(イ)	社会科副読本への掲載
	②啓発活動に関する施策	(ア)	イベントや講座の開催
		(イ)	出前講座（リモート検討）
		(ウ)	事業者向け研修会（リモート検討）
	③環境プラザ（つばさ館）の活用	(ア)	施設見学
		(イ)	イベント・リサイクル体験講座
	④市民協働に関する施策	(ア)	かわごえ環境推進員
		(イ)	地域清掃活動（ごみゼロ運動、環境美化活動支援制度等）

①環境教育に関する施策

(ア)エコチャレンジスクール認定事業

次世代の環境保全・創造を担う児童・生徒を育成するため、川越市環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、環境にやさしい学校づくりに児童・生徒及び教職員が創意工夫しながら取り組む学校を「エコチャレンジスクール」と認定しています。

(イ)社会科副読本への掲載

4年生の社会科副読本において、「ごみと住みよいくらし」として掲載するなど、児童のごみ処理に対する認識を深めさせ、ごみ減量意識の高揚を図ります。

②啓発活動に関する施策

(ア) イベントや講座の開催

ごみや環境に関するイベントや体験型の講座を積極的に開催し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、市民のごみに対する意識の高揚を図ります。

(イ) 出前講座(リモート検討)

出前講座の開催により、ごみの減量・資源化に関する情報提供、周知・啓発の充実を図り、市民のごみに対する意識の高揚を図ります。また、参加者を増やしていく取り組み及びウェブ会議システムを利用したオンライン出前講座の開催方法等について検討します。

(ウ) 事業者向け研修会(リモート検討)

事業者を対象とした研修会を開催し、ごみの減量、資源化への意識向上を図ります。また、ウェブ会議システムを利用したオンライン研修会の開催方法等について検討します。

③環境プラザ(つばさ館)の活用

(ア) 施設見学

学校や団体等による施設見学希望への対応、資源化センターの見学コースを常時公開することで、ごみ処理の現状を確認し、ごみ問題への理解を促進します。

(イ) イベント・リサイクル体験講座

ごみ減量・リサイクルに関するイベントやリサイクル体験講座を開催し、市民・事業者の積極的な参加を促進します。

④市民協働に関する施策

(ア) かわごえ環境推進員

ごみの減量及び地域の快適な生活環境の保全に関し、市と市民が相互の協力のもと、地域の実情に合った推進員活動を支援します。

(イ) 地域清掃活動(ごみゼロ運動、環境美化活動支援制度等)

ごみゼロ運動等の実施や清掃活動を行う団体に対する清掃用具支給等により、住民の環境美化に対する関心を高め、公共の場の快適な環境づくりを推進します。

(2) 発生・排出抑制の推進（2Rの優先）

ごみとして排出されるものを減らすということを優先的に行うことが重要です。市民生活や事業活動において、ごみとして発生するものを減らし、ごみになりそうなものでも資源として有効利用していくことで、資源消費の抑制につながる取り組みを、市民・事業者・行政が一体となって推進します。

表 2-32 発生・排出抑制の推進における取り組みの体系

施策の区分	施策の項目	取組みの項目	
(2) 発生・排出抑制 の推進（2Rの優先）	①発生・排出抑制に関する施策	(ア)	マイバック、マイボトル利用等の促進
		(イ)	生ごみの減量推進
		(ウ)	食品ロスの削減
		(エ)	家庭系ごみ有料化の推進
	②再使用に関する施策	(ア)	つばさ館でのリユース品頒布
	③事業者の排出抑制	(ア)	多量排出事業者認定制度
		(イ)	事業系ごみ搬入検査
		(ウ)	事業系ごみ処理手数料の適正化
		(エ)	エコストア・エコオフィス認定の促進

①発生・排出抑制に関する施策

(ア) マイバック、マイボトル利用等の促進【重点】

マイバックの持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。あわせて、過剰包装の自粛を呼びかけます。

また、使い捨て容器等の削減のため、マイボトル利用等を推奨し、詰め替え製品の選択などを呼びかけます。

(イ) 生ごみの減量推進

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ処理機器購入費の補助を行っていきます。

また、公共施設から排出される生ごみの減量化等を推進します。

(ウ) 食品ロスの削減【重点】

市民及び事業者に対し、食品ロスの状況とその影響や削減の必要性について周知を図るとともに、食品ロスを削減するための取組を啓発していきます。

また、未利用食品などを活用するため、団体や事業者と連携を図りながら、フードドライブ等を実施します。

(エ) 家庭系ごみ有料化の推進【重点】

ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、家庭系ごみ処理の有料化の実施を推進します。有料化にあたっては、ごみ処理費用の分析及び市民・事業者へ情報提供を行うとともに、様々な分野から意見を聴取することで、より効果的なごみ減量効果が得られるような方策を検討します。

なお、有料化制度の検討段階において、市民との意見交換を行うとともに、低所得者にも配慮した内容で、市民が納得できる仕組みづくりをします。

②再使用に関する施策

(ア) つばさ館でのリユース品頒布

つばさ館では、家具再生工房で粗大ごみを修理・清掃した「リサイクル家具」や、自転車再生工房で放置自転車を整備した「リサイクル自転車」の有償頒布、市民の方の不要となった衣類、雑貨類、本などの無償引き取り、リユース品として必要とする方へ有償頒布しています。

今後も、ものを繰り返し使うことやごみの発生を抑制し、環境負荷の低減を図る取り組みとして、市民の利用を働きかけていきます。

③事業者の排出抑制

(ア) 多量排出事業者認定制度

市の処理施設に月平均5t以上（前年度実績）搬入している事業者を、多量排出事業者として認定し、管理責任者の選任、減量・資源化等計画書の作成及び提出、保管場所の設置を求めています。

事業系ごみの減量・資源化を促進するとともに、事業者によるごみ処理の適正化を図るために、各事業者の実態を調査し、必要な助言・指導を行っていきます。

(イ) 事業系ごみ搬入検査

清掃センターに搬入される事業系ごみについて、ごみの組成を把握し、許可業者に対して適正搬入を促進し、排出元の適正排出を促すことで、事業系ごみの減量・資源化を推進します。

(ウ) 事業系ごみ処理手数料の適正化

清掃センターに搬入される事業系ごみ処理手数料の適正化を図ります。

(エ) エコストア・エコオフィス認定の促進

事業者と消費者の環境に対する意識を高めるとともに、循環型社会の構築を図るため、ごみ減量やリサイクルなどの環境にやさしい取組を行っている事業者をエコストア・エコオフィスとして認定しています。

広報川越やホームページを通じて認定事業者の周知を図るとともに、事業者との情報共有や連携等を検討します。

(3) 再資源化の推進

ごみとして排出されたもののうち、資源として循環利用していくことで、温室効果ガス排出量を削減するだけでなく、天然資源の消費を抑制することができます。更に効率的な資源回収の推進を図っていきます。

表 2-33 再資源化の推進における取り組みの体系

施策の区分	施策の項目	取り組みの項目	
(3) 再資源化の推進	①分別の徹底を推進する施策	(ア)	家庭ごみの分け方・出し方の発行
		(イ)	ごみ分別アプリの活用
	②リサイクル活動を支援する施策	(ア)	集団回収事業（活性化の検討、制度の拡充、収集方式の検討）
	③リサイクルの推進に関する施策	(ア)	資源物排出機会の拡充
		(イ)	プラスチック資源循環促進法への対応
		(ウ)	植木せん定枝類の再資源化の推進
		(エ)	使用済小型電子機器等の再資源化の推進
		(オ)	焼却灰等の再資源化の推進

①分別の徹底を推進する施策

(ア) 家庭ごみの分け方・出し方の発行

分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため、家庭ごみを出す際のごみ区分をわかりやすく示した『家庭ごみの分け方・出し方』を毎年発行します。また、『ごみ品目マニュアル』の作成と公開を行います。

(イ) ごみ分別アプリの活用

市民を対象に、ごみ収集日のお知らせや、ごみの出し方、出すときの注意点、ごみの分別など、スマートフォン向けのアプリを通じて、ごみに関する様々な役立つ情報を配信しています。アプリの利用者を増やしていく取り組みにより、市民の分別意識の高揚等に努めていくとともに、今後のごみ分別アプリの運用方法等についても研究していきます。

②リサイクル活動を支援する施策

(ア) 集団回収事業(活性化の検討、制度の充実、収集方法の検討)

自治会や子供会が自主的に実施している集団回収を支援し、ごみの減量・資源化を図り、循環型社会を目指すため、集団回収を実施する団体や協力業者に報償金や補助金を交付して集団回収活動の支援を行います。

また、実施回数や集団回収実施団体を増やしていく取り組みについて、先進事例などを参考とし、活性化等に向けて検討します。

③リサイクル推進に関する施策

(ア) 資源物排出機会の拡充

平成30年実施の市民意識アンケート調査結果などを踏まえながら、現在月1回の紙類の排出機会拡充については、更に検討します。

(イ) プラスチック資源循環促進法への対応【重点】

「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月に公布され、製品設計から廃棄物の処理までに関わるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置が講じられます。

現在容器包装リサイクル法に基づきプラスチックを分別収集し、資源の有効活用に取り組んでいますが、今後の資源化ルートの状況などを踏まえながら、分別区分の見直し等を検討します。

(ウ) 植木せん定枝類の再資源化の推進

草木類資源化施設においては、土壌改良材として再資源化を行い、更にチップ化による草木類の再資源化を推進します。

また、可燃ごみの減量を図るため、草木類資源物の受入拡大を検討します。

(エ) 使用済小型電子機器等の再資源化の推進

使用済みの小型家電製品等を回収し、製品に含まれる有用金属の利活用を推進します。

リチウムイオン電池の混入による火災を防止するため、市民への啓発を推進するとともに、これら電池を安全に回収できる仕組みについて研究していきます。

(オ) 焼却灰等の再資源化の推進

ごみの資源化及び最終処分場の延命化を図るため、東清掃センターから発生する焼却灰等のセメント原料化、資源化センターから発生する焼却残渣の再資源化を推進することで、環境負荷の低減に寄与していきます。

(4) 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

循環型社会を構築するためには、リサイクルのための分別収集や中間処理における選別など一定の費用や労力が必要となることから、市民・事業者に対して、ごみの分別の徹底を求めるとともに、効率的な収集運搬、適正な処理・処分を図り、ごみとして排出されたものを資源・エネルギーとして再利用し、地球温暖化の防止や環境負荷を最小限化する廃棄物処理システムを構築します。

ごみ処理部門においては、地球温暖化対策を踏まえて、太陽光パネルや焼却時の熱発電システムを取り入れています。令和3年5月1日、「小江戸かわごえ 脱炭素宣言」を表明しており、今後の施設整備等の機会を捉えて、環境負荷の軽減等を検討していきます。

表 2-34 環境に配慮した廃棄物処理システム構築における取り組みの体系

施策の区分	施策の項目	取り組みの項目	
(4) 環境に配慮した 廃棄物処理シス テムの構築	①収集運搬に関する施策	(ア)	収集運搬事業の見直し(資源物排出機会の拡充)
		(イ)	ふれあい収集の充実
		(ウ)	戸別収集等の収集方法の検討(有料化と併せて)
	②中間処理に関する施策	(ア)	中間処理施設の適正な維持管理
		(イ)	計画的な施設整備の推進
	③最終処分に関する施策	(ア)	最終処分場の適正な維持管理
		(イ)	最終処分場の延命化(第二期計画の検討)
	④地球温暖化防止に関する施策	(ア)	廃棄物処理施設での自然エネルギー発電
		(イ)	廃棄物処理施設でのごみ発電及び熱利用
	⑤不法投棄対策に関する施策	(ア)	不法投棄対策
		(イ)	ごみのポイ捨て等の防止対策
	⑥災害廃棄物の対応に関する施策	(ア)	災害時の廃棄物処理体制の充実

①収集・運搬に関する施策

(ア) 収集運搬事業の見直し(資源物排出機会の拡充)

循環型社会の構築に向けた効率的な収集運搬体制の整備を検討します。

(イ) ふれあい収集の充実

高齢者・身体障害者への対応として実施しているふれあい収集については、継続して実施するとともに、利用者の声を取り入れながら、よりよいサービスとして充実を図ります。

(ウ) 戸別収集等の収集方法の検討

家庭ごみ有料化と併せて、戸別収集等の収集方法について検討します。

②中間処理に関する施策

(ア) 中間処理施設の適正な維持管理

中間処理施設の適正な維持管理・運営を行い、維持管理に関する各種情報について定期的に広報川越やホームページ等で公表します。また、センター周辺の住民や環境への影響を未然に防止するため、大気や水質等について法令で定められた技術上の基準を遵守するとともに、ダイオキシン類等の測定調査の結果を公表します。

(イ) 計画的な施設整備の推進

老朽化した中間処理施設を長期的に稼働させるために、計画的に主要設備の整備を行い、施設の延命化を図ります。

③最終処分に関する施策

(ア) 最終処分場の適正な維持管理

最終処分場において、法令に基づく基準を遵守した維持管理を行うとともに、周辺環境について定期的な監視を実施し結果を公表します。また、老朽化が進む浸出水処理施設の整備について検討します。

(イ) 最終処分場の延命化(第二期計画の検討)

資源物の分別収集を推進することによる焼却量の削減及び焼却残渣等の資源化を推進するとともに、外部処分場の活用を進めることで、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。また、残容率の減少に伴い、敷地内にある第二期埋立地の活用について検討します。

④地球温暖化防止に関する施策

(ア) 廃棄物処理施設での自然エネルギー発電

環境プラザと草木類資源化施設に設置している太陽光発電施設を中心とした自然エネルギー発電を行い、地球温暖化防止に努めます。

(イ) 廃棄物処理施設でのごみ発電及び熱利用

廃棄物処理施設に搬入されたごみについて、焼却処理する際に発生する熱エネルギーを可能な限り回収し、有効利用を図ることで、地球温暖化の防止に努めます。

⑤不法投棄対策に関する施策

(ア) 不法投棄対策

市民の協力を得ながら、関係機関との連携を図り、不法投棄防止パトロールの実施等により、不法投棄の未然防止、早期発見及び早期対応に努めます。

(イ) ごみのポイ捨て等の防止対策

空き缶やたばこの吸いがら等のポイ捨て防止については、市民団体と連携し、啓発活動を展開します。

⑥災害廃棄物の対応に関する施策

(ア) 災害時の廃棄物処理体制の充実

令和3年1月策定の「川越市災害廃棄物処理計画」に基づき、事前訓練や仮置場候補地の拡充などを推進します。また、産業廃棄物処理施設の活用等について検討します。

2-10 ごみの種類及び分別の区分

本市が収集するごみ及び処理施設に持ち込むごみについては、図 2-28 のとおりとします。

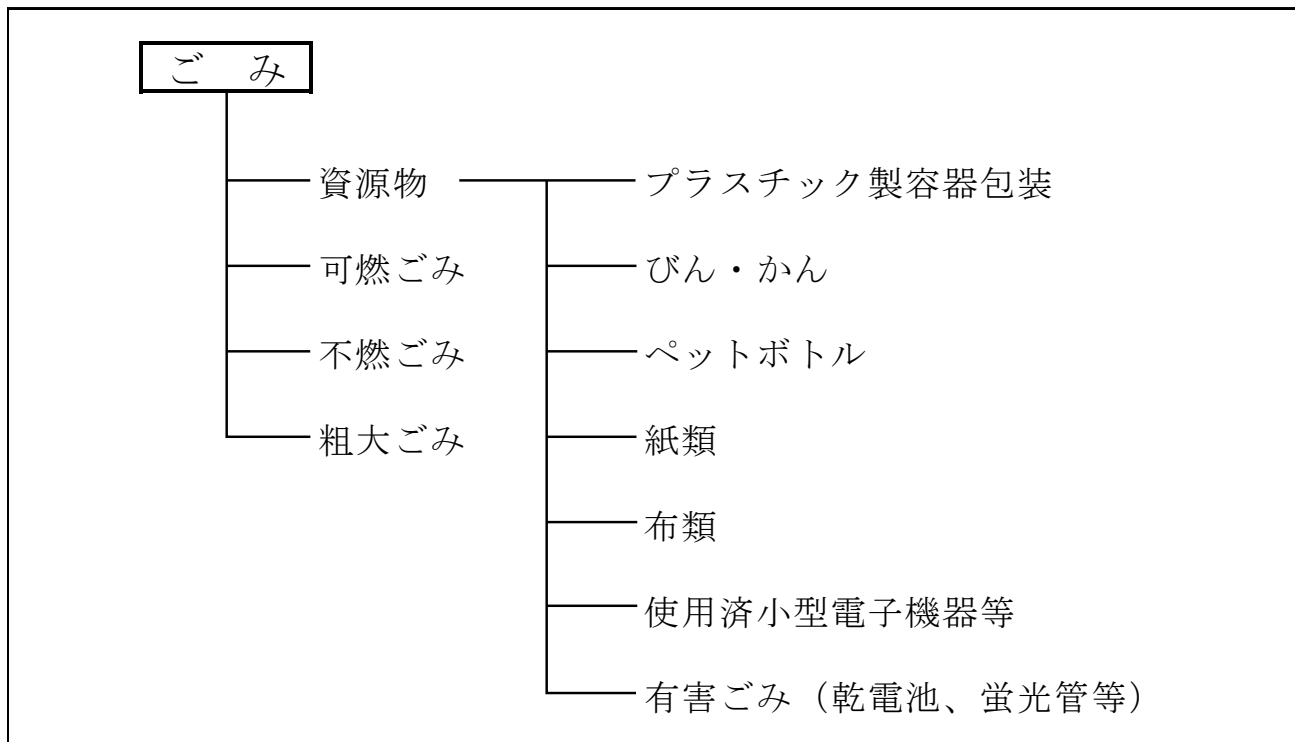


図 2-28 分別して排出するごみの種類と分別区分

現状と同様に、表 2-35 に示す物は、本市が行うごみ処理の対象としません。

表 2-35 本市では収集・処理できないごみ（再掲）

ごみの種類	収集対象外の廃棄物	排出方法
適正処理困難物	バイクなど	専門業者に相談する
	農薬など	
特殊耐圧容器	消火器	
資源物	二次電池（充電式電池）	
医療系ごみ	鋭利なもの、感染性廃棄物	
家電リサイクル法の対象品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	
資源有効利用促進法の対象品目	パソコン （ノート型、デスクトップ型本体・ディスプレイ）	
産業廃棄物	産業廃棄物	

2-11 ごみの適正処理

ごみの性状を考慮した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めます。また、処理方法については、収集・運搬計画、中間処理計画（再生利用を含む）、最終処分計画について、それぞれ定めます。

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬の基本方針

市民に対して、本市のごみ分別に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

また、分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

②収集区域及び収集人口

収集区域、本市の行政区域全域をごみ処理対象区域とします。また、収集人口は、本市の将来人口と同じように、令和8年度では、355,637人、令和13年度では、355,603人を見込んでいます。

③収集体制

収集体制は、表2-36のとおりとします。

表 2-36 収集体制

ごみの区分	収集頻度	主な収集品目	排出方法	収集方式	収集主体
可燃ごみ	2 回/週	台所ごみ、皮革製品、小枝、板、落ち葉、布団等	白色半透明袋または無色透明袋で排出する 草木類は長さ50cm未満に切り、ひもでしばる	ステーション方式	直営 委託
プラスチック製容器包装	1 回/週	プラマークの付いたボトル類、カップ・パック類、網・ネット類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類、トレイ類、フタ類、チューブ類など	中身を捨てて、軽くゆすぎ、フタがあるものはフタをはずし、白色半透明袋または無色透明袋で排出する		委託
びん・かん	1 回/2 週	飲食品・化粧品のみん及び飲料用・缶詰のかん、スプレー缶	白色半透明袋または無色透明袋で排出する びんとかんは同じ袋に、スプレー缶は別の袋に入れて排出する		委託
ペットボトル	1 回/2 週	PET マークの付いた清涼飲料水・酒類・しょうゆ・めんつゆなどのペットボトル	フタを外して中身を洗い、白色半透明袋または無色透明袋で排出する		
不燃ごみ	1 回/4 週	金属類、ガラス製品、陶磁器、概ね 50cm 未満の家電製品、自転車（電動自転車を除く）など	白色半透明袋または無色透明袋で排出する 割れもの、ガラス、電球などは紙等に包み、品目名を記入して袋に入れる		
有害ごみ (水銀含有ごみ)	1 回/4 週	乾電池、水銀体温計、蛍光管、水銀血圧計など	乾電池、水銀体温計、水銀血圧計などは、白色半透明袋または無色透明袋で袋に有害ごみと表示して排出する 蛍光管は購入時のケースに入れて排出する		
粗大ごみ	随時	家具類、じゅうたん、最大辺が 50cm 以上の家電製品など	電話申し込みにより戸別収集する（予約制）	リクエスト収集（有料）	直営
紙類	1 回/月	新聞紙、雑がみ、段ボール、紙パック	それぞれの品目毎に分けて、ひもでしばる	ステーション方式	直営 委託
布類	1 回/4 週	衣類、下着類、毛布・タオル・シーツなど	白色半透明袋または無色透明袋で排出する	ステーション方式	委託
使用済小型電子機器等	随時	投入口（縦 10cm×横 25cm）に入る小型家電製品など	市内 10ヶ所に設置している回収ボックスに入れる	ボックス回収	直営

④収集・運搬量の見込み

家庭系ごみの収集量の見込みを表 2-37、図 2-29 に示します。

表 2-37 家庭系ごみの収集量の見込み

(単位:t/年)

区分	年度	実績値		予測値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
可燃ごみ(ふれあい収集含む)		58,113	58,343	57,502	55,241	54,663
不燃ごみ・有害ごみ		3,051	3,128	2,886	2,883	2,878
粗大ごみ		255	245	242	242	242
資源ごみ	びん(びん・かん合計)	2,983	2,946	2,855	2,365	2,213
	ペットボトル	1,249	1,261	1,256	1,347	1,425
	プラスチック製容器包装	4,015	4,081	4,023	3,985	3,958
	紙類	3,522	3,679	3,515	3,097	2,779
	布類(拠点回収→集積所回収)	176	557	555	559	560
	使用済小型電子機器等(ボックス回収等)	1	0	1	1	1
合計		73,364	74,241	72,835	69,721	68,719

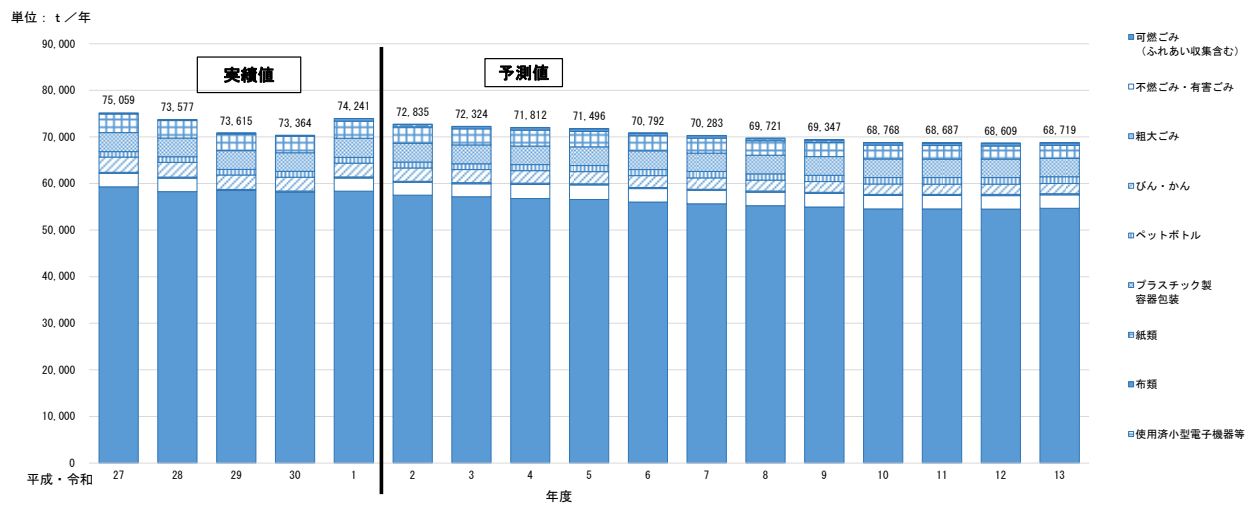


図 2-29 家庭系ごみの収集量の見込み

(2) 中間処理計画

①中間処理に関する基本方針

現在、本市では東清掃センター（焼却施設、リサイクル施設）及び資源化センター（熱回収施設、リサイクル施設、草木類資源化施設）において中間処理を行っています。

東清掃センターでは焼却灰及びばいじんの再資源化を実施し、また資源化センターでは、熔融スラグの工事等へ利用推進及び焼却残渣の再資源化を実施し、最終処分量を可能な限り少なくします。

②中間処理量の見込み

中間処理量の見込みを表 2-38、図 2-30 に示します。

表 2-38 中間処理量の見込み

(単位:t/年)

区分	年度	実績値		予測値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
東清掃センター処理量		21,571	27,907	22,432	22,168	22,275
焼却施設		17,966	24,140	19,086	18,879	18,962
リサイクル施設		3,606	3,766	3,346	3,290	3,313
資源化センター処理量		82,996	79,173	82,591	81,639	82,029
熱回収施設		73,743	69,773	73,337	72,530	72,854
リサイクル施設		8,921	9,140	8,947	8,796	8,858
草木類資源化施設		331	260	307	313	317
合計		104,567	107,079	105,023	103,807	104,304
焼却対象処理量		91,709	93,913	92,424	91,409	91,816
選別・破碎処理量		12,527	12,906	12,293	12,086	12,171
草木類資源化量		331	260	307	313	317

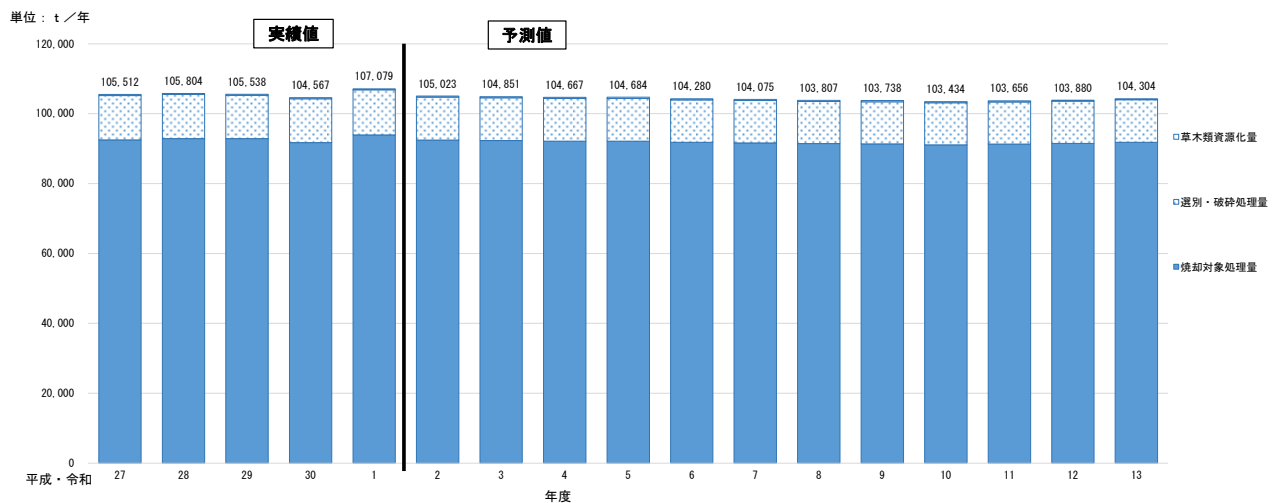


図 2-30 中間処理量の見込み

表 2-39 資源化量及び資源化率の予測結果

(単位:t/年)

区分	年度	実績値		予測値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
総ごみ排出量		110,125	111,253	109,918	106,597	106,421
集団回収量		6,129	5,710	5,332	3,575	3,254
中間処理による資源化量		17,436	18,319	15,290	14,773	14,708
直接資源化量		3,697	4,236	4,071	3,657	3,340
総資源化量		27,262	28,265	24,693	22,004	21,302
資源化率		22.80%	23.60%	22.46%	20.64%	20.02%

※それぞれ四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

(3) 最終処分計画

①最終処分に関する基本方針

ごみの発生・排出抑制及び資源物の分別排出徹底による資源の回収量増大、中間処理による資源回収及び焼却灰等の再資源化の推進によって、最終処分量の削減を図っていきます。

最終処分に際しては、今後も小畔の里クリーンセンターにおいて埋立処理を行うものとしますが、最終処分量の削減による埋立容量を確保しつつ、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していく方針です。

②最終処分量の見込み

最終処分量の見込みを表 2-40、図 2-31 に示します。

表 2-40 最終処分量の見込み

(単位:t/年)

区分	年度	実績値		予測値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和8年度	令和13年度
最終処分量		2,671	2,926	2,925	2,893	2,906

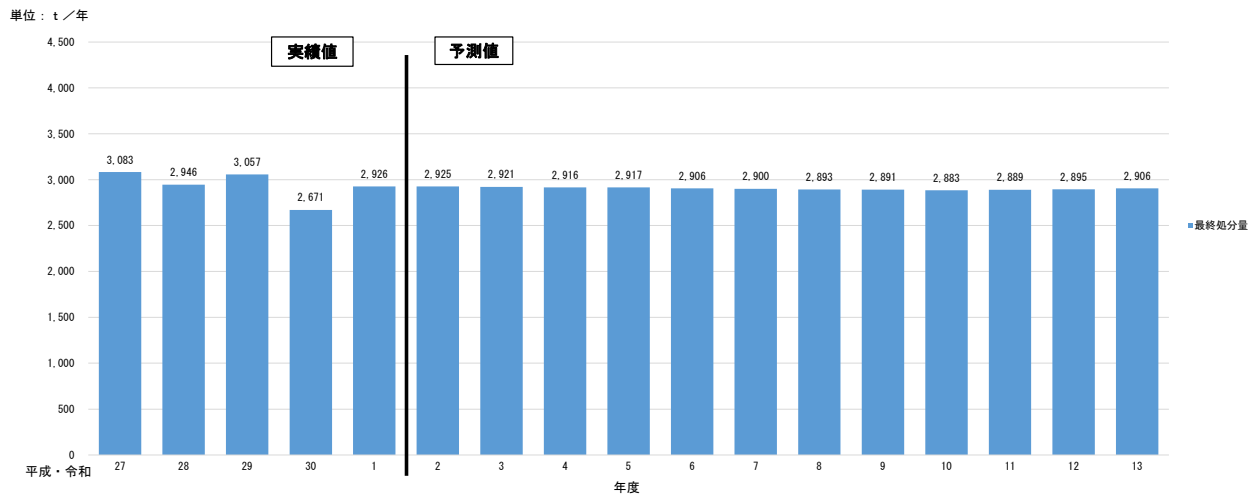


図 2-31 最終処分量の見込み

2-12 ごみ処理施設の整備

(1) ごみ処理施設の整備に関する基本方針

資源化センターや東清掃センターなどの中間処理施設については、整備・機器の法定点検や保守点検及び補修等を継続的に実施し、施設機能の保全に努めていきます。

最終処分場については、小畔の里クリーンセンターの埋立残容量は少なくなっており、民間の最終処分場を活用することで適正に処理しております。また、最終処分場からの浸出水の処理施設は、平成元年から供用開始しているため、老朽化が進んでいます。今後も継続して、小畔の里クリーンセンターを利用するために、適切な維持管理体制を構築するとともに、計画的な補修及び二期工事の必要性について、検討を進めていきます。

2-13 その他のごみの処理に関し必要な事項

①廃棄物減量等推進審議会

本計画の進行管理に当たり、年次単位に点検・評価に関する報告書をまとめて廃棄物減量等推進審議会に報告し、ご意見をいただくことで計画の客観的評価を行うこととします。

②かわごえ環境推進員制度

地域レベルでのごみの減量・資源化の取り組み、分別の徹底及び地域環境美化に関して地域の実情に合った活動を推進するため、かわごえ環境推進員制度が設置されており、その制度を活用して地域の実情に応じた計画の推進を図ります。

③市で受け入れできないとしたごみの対応

市で受け入れできないごみとした適正処理困難物や医療系ごみ等は、排出者自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

④他団体との協力

本計画の推進に当たっては、国、本市以外の地方自治体、事業者団体、市民団体などの多様な団体の協力が必要となります。機会をとらえ、他団体との密接な協力関係の構築に努めます。

川越市一般廃棄物処理基本計画

『ごみ処理基本計画』編

令和4年3月

【問い合わせ】

川越市 環境部 資源循環推進課

〒350-0815 埼玉県川越市鯨井782番地3

TEL 049-239-6267 (直通)

FAX 049-239-5054

E-mail shigenjunkan@city.kawagoe.saitama.jp

URL <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>